

第十三回国会
衆議院

厚生委員會議録第十六号

昭和二十七年三月二十四日(月曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

委員 青柳 一郎君 堀江 良一君

金子 重雄君 岡 良一君

新井 京太郎君 高橋 等君

寺島 隆太郎君 堀川 恭平君

松永 佛骨君 松谷 天光君

市田 アサノ君 寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 吉武 惠市君

出席政府委員

文部事務官 稲田 清助君

(大学事務局局長) 松野 頼三君

厚生行政事務官 木村 忠二郎君

引揚援護行政官 田辺 繁雄君

委員外の出席者

議員 丸山 直友君

専門員 川井 章知君

専門員 引地 亮太郎君

専門員 山本 正世君

三月二十日

委員丸山直友君辞任につき、その補欠として川野芳満君が議長の名で委員に選任された。

三月二十日

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法案(内閣提出第六六号)

○大石委員長 これより會議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし、質疑を通告順に許可いたします。市田アサノ君。

○市田委員 まず第一番に、今出されております援護法によつて、政府が戦傷病者並びに戦没者遺族に対して、何を与えようとしているか、どういう意図でこれをつくり上げたかということにつきまして、伺いたいと思つております。この間うちからの政府側の御答弁につきましては、この法案は、本来ならば恩給法を復活すべきであつて、その暫定的な処置として出されたんだという恩給局長の発言と、それからそれを否定するような厚生大臣の御発言とがありまして、この点につきまして、私も政府のほんとうの意図がはつきりわからないのです。なおこの点につきまして、本日最初に主管大臣から明確な御答弁をいただきたいと思つております。

それから、よしこれが暫定的な処置であつたにいたしましても、少くとも今年一ぱいは行われるこの援護法というものは、何を精神としているか。つまり、強制的に軍に使われてなくなつたり、あるいは傷つかれたりした人に対して、国の意思としてこれを守ろうという社会保障の見地に立つてゐるのか、それともこれらの人々に、せめてお慰め料でも出そうというようなおお考えなのか、こういう点につきましても、大臣からはつきりした御答弁を伺いたいと思つております。

○吉武國務大臣 第一の点でございまして、これは先般本法律案を提案いたしましたときに、御説明申し上げた通りでありまして、元來ならば、国家に対して命をささげられました遺族に對することでありまして、恩給法があれは、恩給法に基いて遺族扶助料を支給するべきであります。ところが、それが遺憾ながら上院下でございまして、停止されてゐる。そこで、恩給が支給できぬとするならば、何とかして独立のあかつきは、この遺族に對して國家として國家補償の精神に基いて援護をしなければならぬということから、今回八百八十三億の公債と二百三十一億の予算をもちまして、不満足ではありますけれども援護の手を差延べよう、これが今回提案した趣旨であります。従いまして、それでは恩給はもうやめるのかということではございませぬが、そういう意思は持つてゐるのではありません。一応來年の三月三十一日までは、恩給というものは現在停止されたままで行きますが、その間に審議會を設けて――これはただ遺族ばかりではない、軍人恩給をどうするかという問題も残されておりますし、大きな問題でありますから、審議會で十分御検討を願つて考へて行きたい。しかしそれができるまではどうつておくかというところは、もうできないのであります。七年間もほうつておいた上これ以上また一年間も延び／＼にするというわけに参りませんから、援護と

いうことで今回出たわけでありまして、だから、その意味においては、暫定的であることは、私が前から申し上げました通りでありまして、決して否定をした覚えはございません。しかし、恩給がどうなるかということとは、將來の問題であります。將來の問題がはつきりするまでは、やはり國家としてはこの援護で行くということでない、これは今年限りだ、來年はまた來年で考へるということでは、受ける方も不安であります。將來これが改善され、またほんとうの恩給というものになれば、そのときに改正をすればいいわけでありまして、従いまして、これは今年限りの法律だとは、政府は考へていない。來年から恩給がどういふ形になつてか出て来れば、それは結果から見れば、一年になつたかもしれません。しかし、なか／＼恩給の問題も、そう簡単に解決するとは思われませんので、われ／＼はそういう本格的なものが出るまでは、一応この形で行く、かように申し上げておるわけでありまして。

なお第二に御指摘になりました、今回の援護はどういふ精神に基いてゐるかというお尋ねでございまして、これも私が提案の説明のとき申し上げましたごとく、國家の義務として國家補償の線に基いて國が遺族に對して援護をいたす、かようなのが今回の提案の趣旨であります。

○市田委員 ただいまの大臣の御答弁は、これは國家の義務として、國の補償としてこういうものを出すのだという御答弁でございましたが、それであれば、これはこの國家が援護の手を差延べようという人たちに對しまして、當然生活上の保障というものがなされるべきだと私は思ふのです。いくら國の予算が少いといつても、これは物によるのであつて、たとえば、もし、きよう往來で車か何かで人をひいて大けがをさせるとか、あるいはその人のたよりになつてゐる人をひき殺したといふような場合に、手元が不如意だからといつて、千円や二千元の金が出せるかどうか。今度手元不如意といつたところで、政府の方では八千五百億といふような膨大な予算を持つてゐるわけなんです。こういうことを考へてみても、たとえば未亡人一人に對しまして月に八百円何がしか、あるいは子供に對しては四百円とか、こういうような金で、どうして國家補償というやうなことが言えるか。私は、これでもなお國がこういう人たちの補償をするのだというやうなことが言える金かどうかといふことを、さらに厚生大臣にお聞きしたいと思つております。

○吉武國務大臣 それではありますから、今回の法律は國家補償ということではなしに、遺族の援護ということでおるのであります。しかし、その考へ方は困るから、ただ助けるぞといふことではなしに、國家の義務として、國家補償の精神に基いて援護するのだ。補償ということになれば、それはお話のように完全に生活のできる補償が必要であります。しかし、それは今

百二十六十歳以上の父母の数が十一万六千五百六十四、祖父母の数が九千八百十五、十八歳未満の孫の数が百七十、こういう数字になっております。これは全体の一割でございますので、これの十倍した数字を基礎といたしまして予算を積算したわけでございす。

○菊田委員　それではひとつ、この予算の編成というものが、政府の自主的なものかどうか、こういうことをお聞きしたいと思ひます。

○吉武閣務大臣　自主的とは、どういふ意味のことか、私にはわかりませう。

○荻田委員 從來、特にこの軍人及び戦傷者の援護の問題につきましては、總司令部關係の圧力が非常に多く出ておつたのであります。またさういふようなはつきりした指令もあつたのであります。今度おつくりになりましたこの予算に対しては、政府としては、もつと出したいという希望があつたにもかかわらず、これはさういふ方面の障害があつて出せなかつた、

いろいろものかどうかということをお聞きしているわけなんです。
 ○吉武國務大臣 御承知のように、現在には占領下でありまして、軍人の遺家族に対する給与というものは、指令によつて押えられております。その意味において、今回のこの遺族援護に対する予算及び法律につきましては、その了解を求めなければならなかつたことは、やむを得ないのであります。しかし幸いにして先般、従来の遺族に対する手当その他の支給をさしとめるという指令は、取消しをしていただいております。

まして、この遺族並びに傷痍軍人の援護費は、来年度の見通しをいたしまして、三百数十億円の見通しを持つていられることを御答弁になつたはずでございまして、正確にどれくらいであるか、これはどういふ見通しのもとにそういう来年度の予想ができてゐるのか、ということをお聞きしたいのです。

○吉武國務大臣 それは私が答えたのではなくて、池田大蔵大臣が答えた言葉をお聞きになつたのだと思ひます。今日公債が八百八十三億と、それから予算措置が二百三十一億でございまして、八百八十三億を今の予定では、来年から十年間に償却をして行くつもりであります。そうすると、これを十年にいたしますと、一年に八十八億来年度からいふわけでありまして、それを全部を十年にすればそれだけで済みますが、実は今政府で考へておるのは、公債はほんとうに生活にお困りになつておる方には、十年に償却をしたのではお困りである、だから特に生活にお困りになる方は、五年でも短期償却の方法も考へようということになりますと、一部短期償却が入りますから、これを全部合せて、八十八億とそれとを寄せて、償却が百億と見ますと、現在の予算のままで来年度は三百三十億かかる、こういうことでもあります。

○池田委員 私もこれは新聞で簡単な発表を見ただけで、正確でないので、お聞きしたわけなんです、現在のままの予算で援護費を現在のままのものをと出して、それだけのものができるといふ御答弁でありまして、来年度には大体こういう見通しというふうな

お返事ではなかつたものと承知いたします。そういった見通しと、それはそれでよろしいのでありますが、大臣の御答弁の中に、今年は財政上の措置からして、これだけのことはできなかつたとおしやるのでありますが、それは来年度の見通しとして、厚生大臣は、来年度はこれよりも思ひ切つてしつかりした、ほんとうに国の補償というふうな予算が組めるような、そういう見通しが、現在の日本の国内情勢、国際情勢から考へられるかどうか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 私としては、今回のこの予算的措置は、十分だとは考へておりません。従ひまして、もつと手厚いものになければならぬという熱意を持つております。しかしながら、國の将来の財政は予測ができません。従つて、今からどれくらい来年度はできるかといふことは、私にも言えないのであります。しかし御承知のように、日本は年々復興いたしておられます。現在では二十六年でも、生産指数は昭和八、九年に比べて一三三三程度になつて、来年度はこれが一四五〇程度まで行けようという目途も持つておることでありまして、私は決して将来に對して悲觀はしてないものであります。しかしながら、財政はそう簡単に余裕が出て来るとも言えませんが、私といたしましては、できるだけ努力をするつもりでおるのであります。

○池田委員 来年度の予算に對しまして、大臣は非常に財政上の樂觀をしておいでになります、きのうきょうの新聞紙を見ますと、決してそういうふうな樂觀は許されないような、いふものが出ております。

それから大臣が治安第一主義から考へになつておられます防衛関係の費用にいたしまして、来年度になれば、これが非常に軽くなるという見通しもないことから考へますと、大臣でさえも、今年はこうだけれども、来年度になればしつかりした予算が組めるという予測はお立ちにならないというのが、当然だと思ふのです。そうとすれば、私もやはりどういふ困難を冒して、私どもはやはりどういふ困難を冒して、今年度の遺族の援護費というものを對しまして、もつとほんとうに生活を守るといふことの言へるようなものを、お出ししておかなければ、結局これは来年度、再来年といつたつて、にわか改善ができませんというのであれば、そのときのわれわれの心構えがやはり将来に對して相当左右するものでありますから、そういう点から考へまして、今年のこゝういふ予算措置に對しては、どうも私は承知できないと思ふのです。巷間言われておりますように、今年はしようがないけれども、来年は何とかなるというふうなものでないことが、ただいまの大臣の御答弁であります。明かでありまして、どういふことも、今年に對して、少くとも根本的な問題だけはやはり解決しておかなければならぬと思ふのであります。が、そういう点につきまして、特に大臣は、あるいはこれが暫定的な処置で終らないかもしれない、自分は少くともこの法を施行する上からは、そういうふうな考へなければならぬといふことまでおつしやつておるのでありますから、これではあまりにもひどいといふふうにお考へにならないのですか。今年のうちはこゝういふふうなものでよろしいと、ほんとうにお考へに

その点をもう一べんお伺ひしたいと思ふのです。

○吉武國務大臣 本年におきましては、予算上においては、これ以上のことはむづかしいと考へております。

○池田委員 大臣がそうおつしやるのであれば、政府の御答弁としては、それ以上のことは期待できませんから、次をお聞きしたいのです。それでは生活保護法との関連につきまして、これはこの委員会でも、すでにほかの委員の方もお話になり、また私も関連質問で、現在行われてゐる援護費が生活保護法から差引いてとられるということであらば、まづこれは意味がないものだといふことを、傷痍軍人の例を引きまして意見を申し述べたわけでありまして、この点につきまして、大臣は、それは現状に即してやります。それから、生活保護法の範囲の中で実情を考慮してやるということをお答弁になつておるのであります。それではお聞きいたしますが、今年度生活保護法の予算の中から、大体この予算は御存じではありましようが、生活保護費は昨年度よりも少いのであります。こゝういふ予算の中から、大臣はどのくらいなものをこの援護費のためにとることができるといふお考へで、生活保護法を大幅に適用するといふことを御答弁になつておられますか。この点につきまして、お考へを承りたいと思ひます。

○吉武國務大臣 生活保護法の建前は、御承知でもありましようが、最低生活を保障するということになつております。従ひまして、他に何らかの収入がございすれば、その収入の原因が何であらうと、それは一応差引くといふのが、生活保護法の建前でありま

す。しかしながら、軍人の遺族に對しましては、今度の援護措置は十分でない、これをまる／＼差引いたのでは、もつたことになつても、結局は何にもならないといふことは、われわれいかにもお氣の毒である。従つて、運用の面において、できるだけのことを考へましよう、こゝ言つておるわけですから、それで、それじやできるだけのことを考へるならば、両方とももううにしたらどうかといふ御意見もあらうかと思ひますけれども、生活保護法の建前上、それは許されないのであります。従ひまして、表向きに言われることは皆さん方の遺族に對する御同情を得まして、考慮することはお許しをいただきたい、かように存じております。従つて、予算的措置では、一応援護費をもううために差引かれる予算として、浮く金を四億幾らか予算には計上されております。しかし、これを嚴格に計算をいたしますと、実は予算的措置ではもつと落さなければならぬのです。しかし、それは今度の援護といふものが十分でございせんから、こゝういふことはできませんので、予算面では四億幾らかを差引いたことになつておるわけでありまして、従ひまして、今お話ししたように、遺族の実情に應じて、できるだけの考慮を払つて行きたい、かように存じております。

○池田委員 生活保護法の建前は、生活保護法の建前だと思ふのです。ただ今度遺族のために出ますごく少額の援護費といふふうなものが、収入といふふうな考へられない処置はできると存じます。ですから、もしも大臣の方

で、現在の援護費が非常に少額であつて、實際未亡人で月に六百円何がし、父親とかあるいは父兄とか子供で四百円何がしのお金しか入らないのでありますから、これはあくまでも国がなかなられた方の遺族をお慰めするため趣旨だということになれば、これは収入というふうに考えないことは幾らでもできると思うのです。法の建前としては、そういう取扱いをすることは不合理じやないと思ひますけれども、厚生大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○吉武國務大臣 生活保護法というものは、その人たちに對する最低の生活を保障することでありまして、そのうであらば、生活保護法の建前から言ふならば、その原因がどういふことであらうとも、最低の生活を保障するのでありますから、他の収入の分を差引いてそれを保障するという建前です。ですから、建前をやかましく言つても、どうにも差引かざるを得ないのであります。そこはあまりくつとにらわれないで、遺族に對する一般の同情というところから、われ／＼も運用の面でその点はお許しをいただきたい、かように存じております。

○菊田委員 これはこまかい問題になりますけれども、しかし現在戦傷者とか、あるいは遺族の中で、相当多数の人たちが生活保護法を受けておるといふ数字になつておるわけですが、そうしますと、こういう人たちの生活を保障するのは、この人たちが戦争のために強制的に國からひつぱり出された戦争の犠牲者であらうとなかろうと、また自分自身の原因で浪費するとか、あるいはそのほかの原因で生活が立ち行か

なくなつてゐる人たちに對しまして、法律の建前上、最低の生活は權利として、日本國民である以上は要求できる建前になつてゐるのであります。だから、それは當然日本人として國家に對して要求する權利があるというところとなつてゐると思ひます。ただ、今出ますところの措置は、これはそういうものとは全然別個に切り離して、國が戦争犠牲者に對する義務として行ふ措置でありまして、これを生活保護法と一緒に考えることは、私はたいへん間違つてゐるのではないかと思ひます。ですから、大臣が率直に、この問題は政府が財政上の都合で、そういう零細な金でも國としては差引かなければやつて行けないとおつしやるなら、それは賛成するしないはおつしやるな、それは賛成するしないはおつしやるな、としたしまして、答弁としては納得いたしまして、あくまでも生活保護上の建前として、それができないと言ひますと、私もどうしても納得できないのです。當委員會では、御承知のように、國から出ますところの今度の措置は、収入とは認めないというところを、強く大多數の人が主張いたしておつたのでありますから、そういう点につきましては、大臣のただいまの御答弁では、非常に納得が行かないのであります。さらに、こういう問題を大臣が最初衆議院の予算委員會で、お答へになりました当時から今日まで、一箇月半以上、ほとんど二箇月近くの間かかつてゐるのでありますけれども、同じような御答弁で、それでは一体だれが査定するのか、一体遺族に對しまして、どのように特別に生活保護法の査定をするかというところに対しては、今

日まで一つもそういうものの基準ができてゐないのではありません。それから今年、生活保護自体の予算が非常に切詰められておるのであります。そういう基準が七千円として、從來よりもたくさんのお金を支払わなければならぬにもかかわりませず、保護費は非常に減つておるのであります。ただ大臣がおつしやつたように、四億円だけ引去つたというふうな減り方ではないのでありますから、當然私はこの問題で閣下がいろいろ起つて来ると思ひます。ですから、もし大臣が、これはどういふやうな割合でもつて、この生活保護法に對する十分の考慮をするかというところに対しては、もう少し具體的な、そのやり方についてお示し願ひませうとすれば、これはどういふ下におきまして、十分にやれるものかというふうには考えられないのであります。それから、それと大臣の方では、この法案が通りましますと、そういう具體的な措置につきましても、發表なさるお考えが、おありになるのですかどうですか、この点もあわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 実施の際には、その点につきましても十分検討いたしまして、各地域でまち／＼、不公正のないような措置はとるつもりであります。

○菊田委員 さらに、これも少しこまかい質問になりますが、このたびの對象の中で、父母に對しましては五十五歳というふうな年齢を区切り、それからその子供に對しましては、十八歳と、いふやうな年齢を区切つておるのであります。この十八歳とか五十五歳とかいふことは、どういふ根據からかう

いふやうなものが出ておりますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○吉武國務大臣 父母、祖父母につきましては、五十五歳でございませんで、六十歳でありますから、その点ひとつ御訂正を願ひたいと思ひます。実は御承知のように、遺族に對して保護をするという場合に、遺族に對して保護をする前、軍人恩給の遺族扶助におきまして、遺族の範圍をどうするか、對象をどうするかという問題は、重要な問題であります。そこで今度の援護は、御承知のように、予算といたしましては、実は十分でございませんで、従つて、この遺族の範圍というものは、大体旧軍人恩給の遺族扶助の對象を、実は参考にしたしておるわけでありまして、従つて御承知のように、軍人恩給に對する遺族扶助料は、未亡人、そして子供は未成年の子といふことになつております。従つて今回の遺族援護も、子供につきましても、遺族扶助料の方は二十歳でございませんで、こちらは十八歳にいたしました。その点が違つております。それから父母、祖父母につきましても、できれば年齢の制限もなしに行ければついででありますけれども、予算が不十分であります。そうすると、範圍を広くしますと、各人に渡る金は非常に少くなる。それでやはり一番お困りになるのは、何といつても未亡人のお方でありまして、そして遺児の方であります。大きくなられた方は、自分で生活をするという道もつくのであります。遺児の方は、何といつても氣の毒であります。それからまた父母、祖父母にいたしましては、働き盛りの方は何とかできますが、お年寄りになつて来ますと、それもちよつとは

うつて置きかねるところから、今回の援護も、未亡人、子供さん及びお孫さんは十八歳未満、父母、祖父母につきましては六十歳以上にしたわけでありまして。

○菊田委員 從來の遺族扶助料の御参考もつてございませうけれども、しかし、今遺族に對してお調べになつておるはずで、おわかりだらうと思ひますけれども、實際は、やはり五十五、六歳、こういうやうな父母は非常にたくさんあると聞いておるのであります。しかも年齢が四歳、五歳くらい若いからといつて、それだけで十分生活の能力があるなしといふことも言えないのでありますし、特に今回の措置は、大臣もしばしば「言われたいおつしやる、これはほんとうに生活の扶助ができるやうな額ではない、國としてその人たちに對するほんとうのおおわびの、お悔みのものとして出すのだ」といふことを言つておられる以上、そういうところを筋を引かれるといふことは、どちらから考へてみましても、非常に不当だといふふうに私は考へるのです。それから特に十八歳未満の子弟といふふうな切りましたのは、これは未亡人のことを組み入れていない考へ方で、今日の未亡人といふものは、ほかに何も楽しみがなくて、ただそういう子弟を何とかしてつづいて育て上げたいといふことだけに、一生の望みをかけておる人たちが、それから、これから金がかかる。しかも現在の六・三制の中学卒業では、何として中途半端で、何ともならない、どうしても専門の教育を受けなければならぬので、これから金のいるという子供に對して、政府が手を打たないとい

うことは、これはなんかも、私はせつかく未亡人を主としてお考えになつてゐると言ひながら、実際これは仏つくとて魂を入れない処置だと思ひます。どうしてもこういうふうな年齢の制限はとつていただかなければならぬと思ひます。特に遺児に対しては、当然全額が負担して、その人たちの教育を見なければならぬものだと思ひます。おのりでありますが、こういう点について、厚生大臣はどのようにお考えにならないのですか、お伺ひしたいと思ひます。

○吉武國務大臣 先ほども申しましたように、予算に限度があるといひます。受ける対象の範囲を広げて行きますと、一人々々に渡る金というものは勢い少くなるのであります。ところが遺族の中で一番お困りになるのは、何といつても未亡人の方と未成年の遺児の方であります。従つて、幾らでも予算が出し得れば、お話のように年齢の制限もしないで済ませたいのであります。それは行かない。そうすれば、勢い遺族のうちで最も困られるところの未亡人、そして十八歳以下の遺児の方、そして父母、祖父母については年寄りの方ということにならざるを得ないのじやないか、私はかように存じております。

○大石委員長 菊田さん、大体お約束の時間なので、恐縮ですが、あと午後からにでも御質問願えないでしょうか。

○菊田委員 これだけでやめます。——私いろ／＼大臣に御質問しましたが、結局問題は、予算が少いということをお大臣自身が認めておいでになる通りだと思ふのです。ですから、私が最初申

し上げましたように、このたびの援護費というものは、どういう必要からお考えになつておるのである、防衛費だとか、安全保障費だとか、警察予備隊とか、海上保安庁の費用だとか、そういうようなもの一ぺん国民を武装させる、あるいは戦争にひつぱり出させるための費用をとりにつた残りかすが、こういう人たちに對して振り当てられてゐるという根本の予算の立て方に矛盾があるから、こういうふうなことになるのである。お伺ひしたい。その点を大臣がはつきりお認めになつておるのであれば、私はこれ以上その点につきましては質問を申し上げません。

○大石委員長 岡良一君。○岡良一委員 先ほど菊田委員からのお尋ね、それからせんだつての堤委員のお尋ねについて今ほど大臣から、この法案は暫定的なものではある、しかし一応法案として出してゐる以上、審議会の調査審議をまつて、別途な措置は講ずるとしても、ともあれこの法案としては独自の立場から提出する、こういうふうな御答弁であらうと思ふのであります。この点は非常にわれわれも審議をする場合の大きな前提として、重要視しておるのであります。この点について、政府当局としてはつきりとした態度をお伺ひしたいと思ふのであります。十八日に菅野副長官の青柳委員への御答弁では、いづれは恩給法の復活を適當な形において実施する場合に、それに切りかえる用意があ

る、その法律案は年内にも出したという、かなり強い意思表示があつた。それから二十日の恩給局長の御答弁では、これは経過的な措置であるといふことを明確に言つておられる。この法案は、言つてみれば臨時的な措置であるといふことを、大蔵省当局なり、また内閣官房の方で言つておられるのであつて、その間意見の食い違ひが政府内部にあるといふことになる、われわれとしても非常に遺憾に思ふので、その点もう一度はつきりと、この法律案の性格は暫定的なものであるかどうかといふ点をお伺ひしたい。

○吉武國務大臣 私はしばしば申し上げておりますように、軍人恩給に基きます遺族扶助の問題は、軍人の恩給とともに現在停止されておるが、これはやはり政府としては考えなければならぬ問題だと思ひます。従つて、審議を設けまして、根本的にどうするか——これはなかなか簡単でないと思ひます。これは相當重要な問題であると同時に、審議につきましても、いろいろ審議を重ねられるのだと思つておるわけでありませう。従つて、その結論が出、また財政的な措置ができて進みますれば、この法律といふものは、それに切りかえられると思つておるわけでありませう。しかしながら、それは将来の問題である。将来の問題でありますから、われわれも、おそろくそういうふうになるだらうとは思ひますが、そうかといつて、将来どんな形になつて、どんなものが出るかといふことがわからないでいて、これは暫定で一年なら一年でやる、あるいは一年半なら一年半、あるいは半年

だといふ法律は出せない、そういうふうな根本的なものの適當なる成案が出る、予算措置のできる日の来ることを私も希望いたします。しかしながら、それは将来の問題でありますから、一応将来そういう問題が出るまではこれで行く、これでやりますぞといふ方が、受ける方におきましても安心がつくと思ふのです。この中には、遺族ばかりでなしに、障害の方もございまして、少くともこれ以下にはならない。これだけは、一応政府としては法律も通り、制度としてもできた、なおこれにかつて恩給というふうなものができるだらう、できたときにかえればいいことではありますから、これが暫定的だとはつきり見通しがつけば、私も暫定的だとはつきり申し上げていいのであります。これをすつと恒久的に続け行つて、恩給に基づくところの遺族扶助といふものはもう取上げないといふような考えは手頭ございせん。これは私の氣持を率直に申し上げますけれども、事が将来の問題でございませう、何かはつきり見通しがついたような前提のもとに、これが暫定的な、今年限りだといふふうには言えない点を御了承願ひたいと思ひます。

○岡良一委員 そういたしますと、大臣の御答弁では、これが暫定的であるといふふうには、主管大臣として言い切られることになると、これを受取る側としても、何となくたよりない不安な氣持になるだらうといふことが一つの御懸念であり、いま一つは、恩給法特例審議会の審議の結果、何が出て来るかといふことは、将来の問題であつて、はつきりとしたことがわからない。こ

の二つの理由から、一応この法案を暫定的であるといひ切ることは輕率である、こういう御答弁であります。しかし、私は逆に考えたいのです。と申しますのは、今年の春、遺族大会で、一応政府の案と称するものが察知されましたときにも、これは暫定的な措置としていふことを強く要求しておられまして、大臣も御存じの通りでありわたるのではなからうかといふふうな懸念を遺族が持つといふことの方が、かえつて遺族の心情に對しては、むしろ引くようなかつこうとならうといふことは、實際問題として大臣もお考えおきを願ひたい。いま一つは、恩給法特例審議会の將來何らかの結論を出すであらうといふことは、これは恩給法特例審議会の問題であります。しかし、政府が恩給法の特例に關する件に關する法律案を御提出になつたときには、明らかに日時の限定をしてあります。一応政令第六八号により停止され、また制限された軍人あるいは準軍人の遺族に關する恩給あるいは扶助料等については、その停止を来年の三月三十一日までにはなおそのまゝ持統する、その間に恩給法特例審議會をもつて十分に調査審議に當らしめて、そして別途この恩給法に關する適正なる復元をはかりたいといふことは、提案理由の説明にも、また制度改正の条文にもうたつておられる。してみれば、政府とすれば、一箇年以内には恩給法特例審議會の上申か意見具申をまつて、それに基くところの新しい恩給なり、あるいは遺族扶助料なりを復元するといふことを、来年三月三十一日までと明記して、はつきりうたつておら

れるということになれば、やはりこの際大臣としては、そういう政府の意図をも総合的に勘案せられた場合に、この法律案は一応そのときまでの暫定的なものである。しかも政府として来年の三月三十一日と日時を限定して、恩給法の特例に関する措置に関する法律案を提出しておられる以上は、やはり政府の現在の意図としては、本年度に限定されてこの法案の実行があるものであるということ、やはりはつきり知つていただくということが、現在の関係法律案提案の理由やその内容についてみても、あるいは現在における諸君の心情にかんがみてみても、その方がむしろ正しいのではないかと、こういうふうには考えるのであります。が、重ねて大臣の御所見を承りたい。

○吉武國務大臣 私の上げた言葉が足りないから存じませんが、私どもとしては、今度のこの援護措置でもつて永久に続けて行くのだ、そうして恩給はもうやらないんだという気持ち、全然ございません。そういう気持ちで申し上げているのではないのでありまして、審議會をつくるというの、何らか恩給法に基づくところの遺族扶助の問題、及び軍人恩給というものは考えなければならぬのじやないだろうかというところで進んでおるのです。しかし事が将来のことでありまして、今年限りだと申ししても、大体は来年からできるだろうとは思いますが、事が必要で問題であります。そうし、そう簡単にも考えられない。従いまして、一応そういうものができるとして、この援護法で行くのだという建前をとるのが、普通じやないだろうか。もしこれを出して、これで永久

に行くんだというふうな私どもが考えておるということになれば、それは遺族の方に御不満があるだろうと思いがすが、そういうつもりでないことは御了解つくじやないか。従つて将来新しいものが出れば、それに切りかえれるものでありますから、それまではやはりこれで行くんだ、それがどんな期間になるかわかりませんが、将来こういうことをするからということだけでもつて、これを暫定的に取扱うというわけには行かない、じやないか、かように存するわけでありまして。

○岡(良)委員 そこが変なんです。それは大臣の慎重な考えも、十分私はわかるのですが、しかしそれにいたしましても、この恩給の特例に関する件の措置に関する法律案には、来年の三月三十一日と、はつきりしたつてある。であるから、もしこの法律によつて設けられたところの恩給法特例審議會の答申があり、またそれに伴う予算的な措置を政府としてなされる。ところで問題が非常に重大であつて審議ができない、あるいは尽されなかつた、成案を審議會が得られなかつた、かりに仮定した場合には、当然恩給法というものはそのまま復活するということになるわけですが、少くとも政府の方としては、この法律案をわれ／＼に諮られる以上は、——この法律案というのは恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案ですが——以上は、やはり来年の三月三十一日という日限を明確に切つてわれ／＼の審議にゆだねておられるところをもつてすれば、政府の意図としては、来年の三月三十一日までは、とにかく審議會の調査審議をまつて予算的措置を講ずる、こういうことを一

応前提とし、またその腹をもつてこの援護法律案を出されたものだ、こういうふうなわれ／＼としては解釈するものが常識ではないかと思ひますので、しつこいようですが、重ねてその点を、つきりとして、政府としても来年の三月三十一日までに恩給法特例審議會の調査審議にまつた答申に基づく予算措置を講ずるのである、その暫定的な措置として一応この案で行きたい、こういうふうな態度であるということ、実は私は言明をしていただきたいと思うのですが、重ねて御所見を伺います。

○吉武國務大臣 たゞ／＼申し上げますように、事将来に関する問題というものは、はつきりするまでは、一応制度としてはこれで行くんだということとをとりとるを得ないのじやないか、私はさように存じます。おそらく、将来軍人恩給の問題は、成案を得るであらうでしょうけれども、まだどういふものになるか、そうしてそれがどういふ見込みで行くかということ、これは、これらの問題であります。その将来の問題を、何らか確定したような前提のもとに、一年限りの一時の制度であると言ふことは、ちよつとおもしろくないのじやないか。いつでも法律は、新しい制度ができれば、そのときに切りかえられる。切りかえがきぬということであれば、そういう御心配が行くであらうでしょうが、そういう御心配は全然ありません。いつでも新しい制度ができれば、それによつて改廃ができるのが法律の制度であります。でありますから、私は事将来の問題でありますだけに、将来の問題を初めから確定的な前提として、一年限りの法律と言ふわけには行かないのじやないか、かように存じます。

存じます。

○岡(良)委員 さうに言つておるのですが、どうも吉武厚生大臣、少し構えが慎重過ぎると私は思ふのです。実際われ／＼がこれまで審議した法律案でも、臨時措置に関する法律案といふたようなもの、あるいは臨時特例に関する法律案、そういう名目をちやんと冠した法律案を幾多われ／＼が通過せしめておることは、大臣も御存じの通りである。いわんや恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案は、来年三月三十一日までに、その審議會の調査審議を終え、適当な形における恩給法の復元というもののについての具体的な意見の具申があつて、それに基づいて政府は予算措置を講ずるといふ日限を切つて、ちやんと提出しておられる。してみれば、政府の期待されるところ、政府の現在意図しておられるところでは、やはり来年三月三十一日までは停止する。その期間に審議會の調査審議にまつて適当な立案を得たならば、これを通じて予算の裏づけをしよ、ということ、これを明確に言つておられるわけだ。大臣が御心配されるのは、恩給法特例審議會がいよいよ設けられて、その審議が甲論乙駁で、いかなる結論を出すか出さないかわからない。これこそ将来の問題であります。問題は、政府としては、この審議會を通じて来年の会計年度末、三月三十一日までに、はつきりとした結論を出さうという期待と意図を明確にうたつておられる。してみれば、恩給法特例審議會の審議の過程が将来の問題であり、その内容がどうなるかは別といたしましても、やはりこの法律案は、それと同時に並行的に勘案いたしました場合に、

に、明年の三月三十一日までの暫定的な措置である、こう解釈するのが、私は常識じやないかと思ふのです。い、わんや、政府内部において官房、大蔵当局との間に、かなり御意見の食い違いがあるということになりますと、われわれも、これは重要な前提でありまして、この点はさらに速記録等を調査いたしまして、政府の明確なる見解を承らないと、審議というものがいつためなれないという不都合を感じておるのではありませんが、重ねて、まことにしつこいようですが、はつきりしたところを承りたい。

○吉武國務大臣 私は別にこだわつて申しておるわけではございませんで、今申しましたように、政府としては軍人の遺族扶助料及び軍人恩給というものはほうつておけないだらう。そこで一応三月の三十一日まで停止して、審議會を設けてこれを検討して行くということですから、政府の意図は、私はおわかりになると思ふ。私もそのつもりであります。しかしながら、それは事将来に関するものであつて、どんなものになるか確定しない。それまではやはりこの制度で一応行くという建前をとることが至当ではないか。九九%までは、おそらくそういうふうになるでしょう。しかしながら、将来のことでもありますから、万一というものは、その法律によつて改廃されるまでは、やはりこの法律で行くのだという建前をとるのが、法律として当然ではないか。その真意がそうじやなくて、そう言つてこれをずつと続けるのだということになれば、それはあなた方がおつしやる通りであります。

すが、そういうつもりはないのであります。これは率直に言つて、そういうつもりはございません。だから、そういう意味においては暫定的じやないかと言われれば、暫定的でしょう。しかし法律の建前というものは、そうだからといつて、来年の三月までの法律だと言ふわけには行かないのじやないか、私はかように存じます。

○岡(貴)委員 わかりました。

最後にもう一点。そういたしますと、一応政府としても、恩給停止あるいは制限されておるあの勅令第六八号による恩給法の復元の問題は、来年の三月三十一日までに恩給法特例審議会を通じて調査審議して、その意見具申をまつて予算の裏づけ等も行いたい。従つて、それを期待しつつ、しかしその間のつなぎとして、この法案というもので一応援護措置は講ずる。従つて政府としては、三月三十一日までは具体的に恩給法の復活が何らかの形においてでき上ることを期待しつつ一応この法律案で行きたい、こういう意見である、そう解釈してけつこうです。

○吉武閣務大臣 さようでございませう。

○大石委員長 これにて午前中の審議を終ります。午後は一時より再開の予定であります。

午後零時十一分休憩

午後一時二十五分開議

○大石委員長 休憩前に引続き今議を再開いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし、質疑を続行いたします。金子與重郎君。

○金子委員 同僚の各委員から、各般の問題につきまして、いろいろ大臣に質問があつたようでありまして、なるべく重複することを避けて、二、三御質問申し上げます。

まず第一に、今度の支給いたしますところの資格として、太平洋戦争といふか、その以降の者ということに一応切つてあるものであります。この問題はいろいろ受ける方の立場に立つたときに、公平を欠くような、同じような立場でありながら非常に不公平だといふような問題が出て来ると思ひますが、これをどうしなければならぬかという理由と、この法律の通りにいたしました。はつきりと大義名分が立つという理由があるか、その二点をひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○吉武閣務大臣 ただいまの御質問はごもつともな点でございまして、実は私も相当検討した問題でございませう。打明けて申し上げますと、実は昨年の暮れに予算的な措置を講じますときは、新聞でも御承知のように、年金は未亡人と遺児に、そして公債は父母と祖父母にということ、実は出発したわけでありませう。しかも、それでやはり予算がきまりました。その後に至つて、いろいろ各方面から意見が出て、どうも予算はしかたがないが、ひとつ年金も父母、祖父母の年寄りに、少し少なくなつてもいいからやつたらどうかという意見が、圧倒的に多かつたわけでありませう。実は初めの意見は、父母、祖父母に一人ずつ五万円という打ち切りの公債だつたのです。それをやはり遺族の範囲でいいから、一柱五万円ずつということにした方がいじやないだろうか、この意見

も圧倒的にあるわけですが、それで、いろいろ考えました結果、予算の中でできることであれば、一般の皆さんの御趣旨に沿う方がいじやないだらうかということ、実は今度の法案にありませう。年金は未亡人とそれから十八歳以下のお子さん、そして父母、祖父母については六十歳以上、それからお孫さん十八歳以下といふふうにしたしまして、そのかわりまた公債もこの同じ遺族の範囲であります。未亡人世帯、あるいは未亡人がおられないときは十八歳以下の遺児の世帯、そしてその遺児がおられないときは父母、祖父母の世帯ということにいたしました。そうしますと、やはり太平洋戦争にせざるを得ぬというのが一点。それからもう一つ、ただそれだけではございませう。今御指摘になりまして他になにか納得の行く案があるのかとおしやいました。それはいろいろ検討してみますと、一時金は、日華事変までは全部出せるわけでありませう。太平洋戦争の初期にはちよつと出たようですが、途中から出なくなつて、実はこれが問題となつて、一時金の公債を出したらどうかという意見が、一般の国民間には意見として出ておつたわけでありませう。政府が全部出しておればいじやないけれども、太平洋戦争は途中から出なかつたじやないかといふことが、相当強い意見でございませう。そこでこの公債は太平洋戦争からにしようといふことにはいたしました。検討したあげくこういう結論になりましたので、御了承いただきます。

○金子委員 はかの年金その他の支給計画の予算的な面からも一応考えられる点がつつと、もう一つには日華事変の場合には、金額は別として、死亡されたときに一時金が行つておる、こういう点で太平洋戦争以後ということに打ち切つたといふ御答弁でございませうが、日華事変の当初におきましては、あの当時は非常に戦死が珍しくありませんから、一時金その他いろいろ各方面からの見舞金等もありまして、相当りつぱな葬式や石塔のようなものもできておるのであります。日華事変末期になりまして、支給をしたといふものの、当初から見ると一政府自体のことはさほどかわらないでしようが、最初は連隊長から何か出たとか、いろいろなものがあつた、その後はそういうものもなくなつておりました。もう一つ非常に問題だと思ひますのは、日華事変のものを打ち切りましたといふことになりまして、全国的に見ましたときに、連隊区一早く日華事変の当時死んだ地方と、太平洋戦争になつてから多く死んだというの、地方によつて違ふのです。要するに動員計画の早かつたところは犠牲者がよいけい出ていくと、私の目では見られるのであります。その点はどうお考えになりますか。

〔委員長退席、巨委員長代理着席〕
○吉武閣務大臣 おそらくお話のように、日華事変の初期と終りとでは、大分拡大して来ましたが、事情がだんだんとかつて来たかとも思ひます。しかし、その点には特に太平洋戦争の初期と終りで、非常な差があつたんじやないかと思ひます。だから、日華事変についても同様のことはございませうけれども、程度からいいますと、

太平洋戦争に至りまして非常に範囲が拡大したために、政府の手が差延べられなかつたといふふうに了承しております。

それから今御指摘になりました点は、私あまり気がつきませんでした。が、地域的には、動員の前線によつてそういうことがあるかも知れません。この点は、私もなほ十分調べてみたいと思つておりましたが、太平洋戦争も途中から相当全国的に新しい動員がかかりまして、年齢も高くなつて来たといふ点もございませうから、おそろくそうへんばなこともないかと思ひますが、この点はなほ十分気をつけてみたいと思ひます。

○金子委員 かりに日華事変における戦没者を、今度の一時金、いわゆる公債支給の適格者として当てはめたら仮定いたしますと、どのくらいの金額になりますか。

○田邊(憲)政府委員 日華事変により戦没者の総数は約十九万であります。従ひまして、一柱五万円の公債といたしますと、九十五億になります。

○金子委員 その数字が出ますと、りくつはあつても、今の大臣のお話のように、ふところの関係上切りましたといふことが、相当はつきり出て来るのであります。これは是非は別といたしまして、この問題は意見になりますから、この程度にしておきます。

それから、先ほど田邊委員の御質問にもあつたのであります。今度の年金を支給いたしますのに、一番問題になりますのは、やはり何といつても生活保護法とのかみ合いが問題になると思ひます。これは、たとえば軍人のごときは、恩給になつてしまつと、

今度は入院費は自分で出さなければ入院しておれないということになるかどうか、その辺はどうですか。

○木村(忠)政府委員 生活保護法の一一般の原則と同じことであるから、これをもちつたからといって、全部入院費を本人が持たなければならぬということには相ならないと思います。

○金子委員 もらつたから、すぐ入院費を出さなければならぬということにはならない。それはただ、便宜上そういうことが考えられるということ、は、あり得るかもしれないが、しかし、法の建前から行きますと、やはりそれが原則になるということになるのではないでしようか。

○吉武國務大臣 お話のように、法律の建前からいふと、あるいはそういうふうになるかもしれないが、けさも申しましたように、その点は軍人の遺家族の問題でありますから、おそれく皆さんからも、それくらいの考慮は認めていただけたらどうか。私どもの意向としては、できるだけその考慮は認めていただき、御了承いただきたいと思ひます。

○金子委員 傷痍軍人の入院の問題も非常に重大でありますし、一般の低生活者の生活保護法の該当者としたとしても、この問題は非常に大切なことであります。この問題に対しては、各委員とも心配しておりますが、大臣のお考えとしては、十分その意味がわかる、政府当局者もそういうことは十分考へておる、そこでこれを実施に移す上には、その点を相当大目に見て、しんしやくして実施したいと思うというお話であるのでありますが、第十二条

は、支給する場合に、政令で定めるというところになるのです。

○田邊(繁)政府委員 御質問は、法律の第十二条の第二項及び第一項に關連する御質問だと思つておりますが、第一項の方は、障害年金の支給を受けておる者が、国立保養所に収容された場合の差引の規定であります。御承知の通り国立保養所は、全額国費をもつてまかなう建前になっておりますから、若干程度は障害年金より差引いた方が適当ではないかと考へております。第二項の方は、例をあげて申しますと、現在の未復員者給与法によると、軍人は恩給をもらふことになり、軍人は恩給の外、軍属になりますと、障害の程度に応じて一時金が出るわけであり、その金額は一定の年数を基礎として、たし、一時金として出すわけであり、従ひまして、一例を申しますと、今日障害年金の査定があり、その分は将来一定の年数の分をまゝと、その分は将来一定の年数の分をまゝと、障害年金の支給の場合において、その部分の年数がダブることになりますので、その点を適當に調整したいという趣旨でございます。

○金子委員 そこで今の生活保護法とのかみ合いを調整するというために、そこに何らかの政令を持つなり、あるいは行政措置を行わなくてはならぬと思ひます。この法律だけに限つた問題ではありませんが、とかく法律に政令や次官通牒というふうな運用の幅を非常に大きくつけるといふことは、法を施行する上には、行政庁としては非常に便利なんであり、すけれども、しかしながら、立法の精神から参りますと、あまりに大幅な政令なり行政措置がと

られるというところは、法というものが相当曲つて運用されるということが、從來もある話でありますので、この問題は、私の考へたところでは、もつと法律の上には、はつきりとしたところがあるところならば、これは政令によつてきめるというふうなことを、どちらかの法律へ入れるなりすべきではないか。そうして、それは行政的な措置であるというところは矛盾でありますけれども、やはり法をつくつて、それがはたしてその精神通り動いておるかどうかというところを見るためには、その政令のあり方というものを、一応委員会の了解のもとに、こういうものを出さうというふうにするのがいいんじやないか。実はこの問題は、かつて、この法律とは違つたところの劇毒物の取締法のごときも、あの当時、占領下でありまして、GHQが修正することを許さない。それならば、こういう問題に對して、こういうふうな政令を出したらどうかという政令の案まで、本委員会のご了解を得まして、そうしてやつた例もあつたのでございます。そういう点につきましても、大臣のお考へ方を、あまりとらわれないで、ひとつ率直に御答へ願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 ごもつともでございますが、実は法律でそういう措置がとれば、それをすべきだと思ひます。法律で、それが、今お話のように、法と政令とが、政令でも、お話を聞いていただければ、実は私も多少理論にこだわるかもしれないけれども、生活保護法という建前から申しま

すと、法律でそういう除外をするというところが、——つまり、どんな方であっても、最低生活は平等に保障するという建前になつておるわけで、従つてある収入だけは差引かないという措置を講ずることが適當であるかどうかという点に、実は疑問を持つわけであり、それで、あまりやかましく言われるとむづかしいけれども、一般国民の理解というものは、遺族に対してはあり得る、傷痍軍人に対してはあり得るという前提で、運用でひとつ御考慮願ひたいものか、こう言つておるわけであり、私どもはむづかしいと思つておりますので、法律政令にゆだねないのでも、先ほど金子さんが言われたように、国会の審議という上からいつてどうだろうかと言われまふ点は、私も思ひます。従つて運用にいたしたとしても、皆さん方の御意向を聞いた上でやりたい、かように存じております。

○金子委員 生活保護法の建前が、どういふ理由を問はず、一つの最低生活者というものの線をきめて、そして収入である以上は、それを収入と見ないというところは原則にもとるといふ話は、もつともでございます。たとえば税金のような問題でも、所得のあるところには、必ず公平な税金をかけることが原則であります。そういう場合でも、やはりこういうふうな所得に對しては、これだけいかに控除を認めるというふうなことは、行政的に日常やつておることでありまして、所得税の原則から参りますならば、所得の性質がよからうと悪からうと、氣の毒であ

ろうと、一応出た以上は、それに国家が定めた税率をもつて徴収するということが、あくまで原則でありますけれども、さてそれに対する控除のやり方、何かに對しては、やはりその業態なり、いろいろの方法によつて特例を認めるというところは、現にやつておりますので、当然のところ、大臣のお考へ方は今のようであつても、この審議はこれから逐条にかかつて、まだ相當こまかく掘り下げて研究すると思ひますが、私どももその点を研究いたしますが、大臣ももう一応こゝで、出た原案にとらわれないことなしに、虚心坦懐に御研究願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 なるほど所得税にもそういう点はありますから、理論的にいへば同じようにも考へられます。十分考へますが、ただ生活保護法が憲法の条項によつて出ているだけに、ちよつと私の方も少し警戒しているかもしれないけれども、その点は十分また御相談申し上げたいと存じます。

○金子委員 それでは生活保護法と障害年金の問題は、傷痍軍人の問題にいたしまして、あるいは一般低生活者の問題にいたしまして、一つの盲点でありまして、逐条の際に十分研究いたしたいと思ひますから、当局といつて、それにとらわれないといふような考へ方をお捨てになつていただきたいということをお願ひしておきます。

次に、北歐諸国におきましては、ドイツにいたしまして、その他においても、傷痍軍人の強制雇用の問題が、相當強く取上げられておるようであり、ところが、この法律の中には、

はつきりした問題として取上げておりません。これは、予算の問題とは直接には関係はないのですが、どういふ意味で取上げなかつたのでありますか。

○吉武國務大臣 強制雇用の問題につきましては、実は相当閣内でも相談いたしましたし、慎重に議論をいたしました。よその国では、強制雇用にいたしております。ただあのときに、私も閣内で意見を述べたのでありますが、どうも法律で強制的に制当てて、幾ら以上の工場には何人というふうによりまして、事務的にいへば簡単なことでございまして、御本人にとつてみると、そういうことは、かえつて気まずくはないか。それで望みがないうこととなれば、いたし方ない、そういう措置も最後にはとらなければならぬかと思ひますけれども、日本の国のことでありますから、お互いにお世話をしようということでできはしないか、それで、もしそのために技術を教えるということで予算がいれば、その方には予算を出そう、こういうことで、現在六箇所が技能の養成所がございまして、その上さらに二箇所ふやまして、現在でも傷痍軍人の方にいろいろ仕事を教えておりますが、そういうのも設けよう。そうしてお世話をする方も、現在でも安定所の方で相当お世話をしておるわけであります。それから政府がやります以外に、自治体でも、村役場その他で直接使われておるところもあれば、お世話もされておりますので、私はできるだけ強制というのでなしに、話し合いで行つてみようということで、今度は強制雇用の方法をとらなかつたわけであります。しかし、やつてみてできないとい

うことになれば、やらざるを得ぬかもしれませんが、日本人同士のことだから、話し合いで行けはしないかという自信を、私は持つておるつもりでございます。

○金子委員 政府は強制雇用の問題につきまして、その程度をどのようにするかというところは別として、一応そういうことに對しても真剣にこれを考えてみた。しかしながら、大臣のお考えでは、日本人の同志愛というが、道徳的にこれをある程度まで緩和できはしないかというふうなお話であります。これは実は私も、この前身体障害者福祉法というものをやりましたときに、強制雇用の問題ではありませうけれども、職種におきましては、この問題は相当具体的に掲げて法文化いたしたのでありますけれども、遺憾ながらあの身体障害者の場合は、ほとんどそれが意味をなさない結果に現在落ちておるといふ点から見ますと、やはりこれは程度をどういふふうにするかということに對しては、非常にむづかしいことではあるけれども、またむづかしいことであるだけに、この問題を法律的にも私は取上げるべきだといふふうに考えるのであります。それ以上申し上げることは意見になりますから、一応大臣のお話を伺つておくことにいたします。

それから最後に、これは小さい問題ですが、現地で処刑された戦犯、そういうものが死んだ場合には、これはどういふふうな形になりますか。

○吉武國務大臣 実は戦犯関係でなくなられた方は、どうも公務として取上げにくい点でございまして、実は入つておりません。

○金子委員 向う様から見れば戦犯でしようけれども、こちらから見れば愛国心の発露でやつたものが、向う様が見れば戦犯になるのですが、その点はどういふことになりますか。

○吉武國務大臣 非常にむづかしい問題でございますが、今のところは、どうもちよつとこれを公務として取上げにくいのであります。

○金子委員 それでは一応そういうことに承つておきます。質問の時間でありまして、意見にわたることは申し上げませんが、最後にお願ひしておきますのは、くれぐれも私もこの法律を党利党略の道具に使つて行くことは、厳に慎むべきだということに十分承知しております。それだけにまた提案者であるところの政府も、虚心坦懐に、面子や何かにとらわれることなく、今後の審議を、ともなふより完成したものをのつくるということに努力していただきたいというところをお願いいたします。私の質問を一応打ち切ります。

○吉武國務大臣 ただいま最後にお述べになりました事項につきましては、私も、この問題は国家に対する犠牲者のことでございまして、皆様とともに実はよりよい方法を考えたいというふうに努力いたしたいと思ひます。

○巨委員長代理 岡良一君。

○岡良一委員 木村さんの腹藏のないところをお聞かせ願ひたいのですが、例によつて生活保護法の関連です。この間いただきました四月から実施される生活扶助の額ですが、実際問題として、生活保護法にうたわれている憲法第二十五条の理念に基き云々という最

低生活の保障が、この額でできますでしょうか。

○木村(忠)政府委員 どうも社会局長のかわりの答弁をしなければならぬようなことになりました。まことに不安でございますが、七千円というのには、予算の基準として用いた基準でありまして、四月からはたしてその基準でやるかどうかという点につきましては、まだきまつておらないのであります。私の聞きまるところでは、なお現在という基準を立てるかということにつきまして、大蔵省と折衝いたしておるといふ段階にあるように聞いております。もちろん、将来の見通し、現在の生活保護の動きというふうなものにのみ合せて、現在大蔵省と折衝いたしておるのであります。従いまして、七千円になりますか、七千三百円になりますかという点につきましては、まだきまつておらないといふふうに聞いております。

なお、これでもつて憲法第二十五条にありますが、最低の生活が保障されてるかどうかという点でございまして、これは従来よりは逐次その基準は上つて参つておりました、その内容におきましても、逐次改善のあとが見えております。これがすべて日本におきまして、財政の状況とにらみ合せて、逐次改善しつつあるというのが、その実際の状況ではなからうかと思ひます。憲法でいつておられますところの最低生活というものをどこに置くかということ、は、やはり国全体の経済、財政の状況から判断しなければならぬものと考えるのであります。従いまして、その金額が妥当であるかどうかということ、は、そのときの財政から見ていかど

うかという点になるのではないかと、うふうに考えます。その者が生きて行けないということになりますれば、もちろんいけないのでありますけれども、生きて行ける上にとどの程度プラスされるかという点において、きまつて来るのではないかと、考えるのであります。そういたしますと、現在のところ財政の許す限度におきまして、これが憲法の保障するものであるといふふうにいわざるを得ないのではないかと考えます。

○岡(良)委員 議論にわたる点は別といたしまして、木村さんも長く社会局長の職におられて、生活保護法の画期的な改正にも中心となつてお働きになつた方で、信頼申し上げて、実は率直なところをお尋ねしているのです。が、たとえば、このいたしました資料によりまして、この四月からは多少これが上るかもしれませんが、大体住宅扶助、教育扶助をやつても七千六百三十六円程度――多少上まわるかもしれませんが。しかし昨年十月の東京都における物価指数というものと消費物価の指数から、五人世帯の通常の生計支出というものは、大体一万六千七百八十円という線が出ています。そういったと、七千六百三十六円という、この四月から上ることが期待されている生活扶助、住宅扶助、教育扶助等をひつくるための総計は、昨年十月のCPSによる一般家庭の生計支出の四五%にしかならない。一般家庭の生計支出の中で、飲食物の占めている支出が九千三百七十八円。これも昨年十月でございますが、一方生活保護法の適用を受けている被扶助世帯における生活扶助、あるいは教育扶助、住宅扶助

をひつくるめて七千六百三十円ぐらいである。こういうことを考えてみましても、とにかく非常に低い。それはなるほど日本の国のいろ／＼な事情があるといいたしても、それにしても、たとえばCPSの関連から見ただけ家庭の生計支出が一万六千円であるとき、その五割に満たないというように、はたして何らの所得もない五人の世帯が東京で生きて行けるかという、実際問題の可能性の問題ですが、この点どういふふうにお考えでしょうか。

○木村(忠)政府委員 ただいま見ておられます基準につきましては、大体その基準そのものは、全然働かない人間といいますが、働いていない人間というものが基礎になつていふふううに考えなければならぬのであります。つまり勤労に要しますところの各種の経費というものは、その中に見えておりませんし、また衛生関係の費用につきましても、一時的な衛生関係の費用しか見ておられないので、大部分の医療費といふものはこれは別に計上されていふのであります。従いまして、それらのことを考えますれば、ただこれを算術的に両方比較いたしますことが、はたして妥当であるかということも疑問がある。CPSの数字と比較いたします場合に、ただそれだけの比率でもつてこれを判断するといふのは、必ずしも正確な考え方とは私は考えておりません。もちろんそうかと申しまして、今度新しくやろうと思ひます七千円のベース、あるいは今までやつておりました六千三百円でございますか、このベースが妥当であるかと申しますと、これは決して妥当なるベースであると

は考えていないのであります。ただ現在の財政状態から考えて、許されず限度としてこの段階をとらざるを得ないといふふううに、現在考えておられます。しかし、これで生きて行けるかどうかという点でございまして、生きて行けるといふのはどういふふううに見るかという点があるものであります。一応現在のところは生きて行ける最低の線よりは少し上まわつておるといふふううに考えております。

○岡(良)委員 もう一つお伺いしたいのですが、今八万三千世帯ばかりの遺族が生活扶助の保護を受けておる。そこで今度のこの法案の内容から見て、たとえば未亡人と小さい子供と、六十以上の親御さんというよりも元本の返済、公債の利益というよりも元本の返済をも含めて、五箇年間の年利ということに短縮したといひまして、一箇月の所得といふものは、大体二千六百円から七百円の間のいふふううな数字になります。そこで、それではやはりどうしても現在生活保護の適用を受けおる遺族家庭としては、生活ができませんから、依然としてこの生活保護法による生活扶助なり、教育扶助なり、住宅扶助を期待するわけですか。ところで、こういふふううなわずかな給与しか遺族家庭に与えられないとすると、今日まで六年間も七年間も、何とかしてくれるだろうと思つて待ち構えておつた。そこにももちろん多少ブライドもあつて、普れの家が、にわかには生活保護を受けるために、民生委員の門を泣いてくぐつたことであらうと、十分われわれは察しができるのですが、いよいよこれがきまつて来ますと、相当生活

保護法の適用を期待する者が出て来はしないかと思ふのです。これは私個人の見通しですが、木村さんの方のお立場からお考えになつて、その点どういふのでしようか。生活保護法の適用——現在の乏しい遺族年金や、あるいはそのういふものの元本利子の返済等のもので、とても足りないといふこととか、いよいよ生活保護法がこれの補完作用をやるというふうな建前が実質的にはつきりして来るか、相当この適用を要求するといふか、希望する向きが出て来はしないかと思ひますけれども、その点の見通しはどういふふううになつておりますか。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、見通しの問題でございまして、いろいろ考えられるのでございまして、ただ生活保護法だけの建前から考えて参りますと、むしろ生活保護法の適用を受けます者の数は、減るやうになつて来るのじやないかといふふううに考へております。現在生活保護法の基準以下でもつてがまんしておるという人は、おそらく遺族の中にはないかろうと思ふのであります。と申しますのは、あれ以下でがまんしておりますと、たいていそのうちに生命を失つてしまふといふことになつてしまふ。先ほど申しましたように、一応現在これでもつて生きて行ける最低限度を少し上まわつておる程度しかないといふ現状でございまして、これ以下でがまんをしておるというものは、ちよつとわれ／＼としましては、物理的に考へられないといふふううに思つております。従つて、現在の全体の状況から見まして、不均衡と申すのは、むしろどちらかという、あの基準以上に生活

をかけている者が相当あるのじやないかというものが、実際われ／＼の見るところでございまして。従いまして、われ／＼としては、その基準を引上げることがむしろ正しいことで、基準は引上げるべきものと考へております。そして正確なる適用をすべきものじやないかといふふううにわれ／＼は考へております。従いまして、今この遺族の援護をやりましたからといつて、そのためにただちに生活保護に該当する者がふえて来る、申請をする者がふえて来るといふことは、ちよつと考へられないのじやないか。援護を正しくやらないから該当者がふえて来るということ、考へられないと思ひます。

○岡(良)委員 それでは厚生大臣にお尋ねいたします。これも繰返し申し上げることですが、まだばつきり私ども納得できない点なのであります。それは要するに、生活保護法の関連の問題です。そこでこの法律案の説明を拝見いたしましたけれども、とにかくわめて乏しいものではあるが、といつて捨ててもおかれぬから、国の財政力と見合ふところ、今度はこの程度のところから、この援護法を出された、こゝういふふううに承知しているわけですか。ところで、やはり何と申しまして、遺族の家庭とすれば、この六年、七年を一日千秋の思いで待つておつた。ところが、与えられたものは、おそらく遺族の方としても、きわめて納得のできないものである。そこでその場合、憲法第二十五条の理念に基き云々といふ大前提から出発しておる生活保護法の適用を希望するといふ家庭は、現在でも八万三千あるのです。これが減るか減らないかわかりませんが、少くとも

減るとも考へられない。と申しますのは、未亡人が一人と子供と年とつた親御さんたちで、二千六百円程度のものがこの援護法による一箇月の収入になつて参ります。そこで結局、私どもの結論から申しまして、それではどういふ世帯が、何らの所得もない、一体だけ現在生活扶助法を受けるかといひますと、これは四月に生活扶助の基準が相当引上げられたといひまして、この世帯の一箇月のまる／＼の教育扶助、住宅扶助も加えての扶助が大体四千三百六十円という数字が出ております。そこでこの四千三百六十円という数字は、エンゲル係数で見て七

一である。非常に生活の文化的な支出が押えられておる。しかも昨年十月の物価から考へてみると、これはその四割五分前後になつておる。もちろん、医療扶助等が特別に加へられますから、そういう点も多少勘案はいたしますけれども、いざいざいたしましても、一般普通の生活物価水準において、消費水準を維持している家庭の一箇月の支出の半ば前後といふものが、現在の生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助等の総額であるといふことは、一応数字がばつきり出しておるわけでありまして、それが先ほど申しましたように、月額にいたしまして四千三百六十円である。それに二千六百円のものプラスするといふ数字でも、大体七千四百ちよつといふ数字が出るわけでありまして。ところが一方先ほど申しましたように、エンゲル係数は七一である、また昨年十月の物価水準に照してみれば、その物価水準を半分には押えたといふところから組み立てられた扶助である。だから、これを

せめて現行の物価水準の七割ぐらゐのところまで補正して、そういうところにわれ／＼の一般生活の最低基準というものを保持して行きたいと私は希望するわけなのです。そういうふうな計算で七割ぐらゐのところを持つて行きますと、七千二百円から三百円ぐらゐの支出——未亡人と年とつた親と小さい子供との三人世帯が、東京都では七千二百円ぐらゐの支出がやはり必要になつて来る。これは常識から考えても、やはりその程度は、住宅をも含め被服をも含めると、必要だと思ひます。そういう数字が一応出て来る。常識的にも計数的にも出て来るわけですから、ところが、一方、未亡人世帯では、何らの所得もなく生活保護法を受けた場合に、東京都においては三人世帯が四千三百六十円である。一箇月二千七百円前後のもの、この援護法案における給付として与えられる。合せて七千七百円ほどになるわけですから、そういう計算から考えまして、この援護法に盛られておる年金なり、あるいは一時金から生れる元本利子等は、やはり生活保護法の適用を受けておる遺族世帯については、課税の対象を除外すると同列に、これは手心を加えるのではなく、これは全然生活保護法適用の場合に所得とみなさないというふうな取扱にすることが妥当ではないか。どうも計数的に考えてみて、これは当然所得とみなさないということ、生活保護法における生活扶助なり、その他の扶助を与えるという考え方になるべきではないか、こういうふうには思ふのです。これもたび／＼お伺いすることですが、厚生大臣どう思われますか。

○吉武國務大臣 これは、先ほど金子

さんにもお答えいたしました、生活保護法の建前から申しますと、やはりどなたであつても、政府として最低の生活を保障する。従つて、その最低の生活というものはどうかということになりまして、これはその人々によつて違ひ、その人々の収入というものも考慮に入れて、初めて最低生活というものが、理論上ではございしますけれども、出るわけでありまして、

〔委員長代理退席、委員長着席〕でありますから、生活保護法という建前から見ると、中に色わけということ、私は建前としてむづかしいのではないかと思ひます。ただ、一般の国民感情から申しますれば、国家のために犠牲になつた遺族なり傷痍軍人の方々にについては、その理論的にいいますか、杓子定規にやるべきではないのではなからうかというところから、考慮すべきところがある。それから、考慮すべきところだと思ひます。そういう国家の犠牲者に対して、實際生活にお困りになつておるから考慮すべきということ、表向きにやるといふことになれば、それはこの援護法において足らざることを補うというものは、これは私は建前ではないかと思ひます。むしろ生活保護法をいじるといふことではなくて、もしそれがどうしてものというものであれば、こちらの援護法の方において、そういう建前をとるべきだと思ひます。それが、実は今回の予算におきましても十分でないし、特に援護法において、そういう生活に困つた者とお困らない者とに差をつけるというところは、国家補償の建前からいつてもおもしろくないじやないかというところで、一律になつたわけでありまして、そこでその

矛盾を運用で解決をして行こうという苦しいところがあるわけでありまして、そこで、何ども申し上げますが、両方、生活保護法は全然生活保護法の方で、収入をみないで差上げ、援護法の方は援護法で別にしようと思ひます。私から建前ではむづかしいと思ひます。だから、運用の面で考慮せざるを得ない。その運用の面で考慮する場合に、金子さんもお話になりましたように、われ／＼国会で審議するの、政府がかつてに、ただ裁量でやられては困る、また地域的にこれがまち／＼であつても困るという点は、私はごもつともだと思ひます。でありますから、運用の面におきまして、十分皆様の意見を参酌して遺憾なきを期したい、かように存じております。

○岡(良)委員 そこで、ただ問題は、生活保護法によつて今年の四月から支給される生活扶助額というものは、さつきも申し上げましたように、昨年十月の物価水準から見て、東京都の五人世帯の支出が一萬六千四百円である。ところが生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費をひくると、本年においては七千六百三十四円しかもらえない、こういうふうなことであれば、たとい憲法第二十五条の規定に基いてであつても、生活保護法による生活扶助なりといふものは、實際において文化的な最低の生活の保障というのには、いささか食い足りない。そこで、大臣の言われるように、援護法がこれを補完する。一向さつきかえないのです。援護法がそれを補完するとして、少くともわれ／＼が常識から見て、現在の物価水準から考えてみて、現在の乏しい生活扶助額というものを補正する。補正

した数字というものは、大体現在の物価水準に対して四割五分に押えておるというふうな無理なことをしないで、せめて六割五分なり七割ぐらゐに押えておれば、どうしても遺族三人世帯で四千三百六十円しか給付は受けられない。しかし補正すると七千二百円の数字が出る。そうするとちやうど一箇月に二千六百円ほどが援護法によつて収入として所得として給付される。これをプラスすれば、ちやうど七千円になるじやないか。そうしてみればこの援護法が補完するわけですから、遺族世帯としては、この援護法に基く諸給付といふものは、生活保護法に適用する場合に、これを所得とみなさないという取扱ひをいたしたい、ちやうど現在と比べて不足な生活保護法による生活扶助なり住宅扶助なりが多

少とも補正されて来るという結果が出て来るわけですから、こういう点を考えた場合に、やはり所得から除外して生活保護法を適用するという原則をはずして出されることによつて、かえつて援護法そのものが生きるのではないかと私どもは考えますので、重ねて大臣の御見解を聞きたいのであります。

○吉武國務大臣 今の岡さんの御議論は、現在の生活保護法の最低生活の保障の額が十分でないということ、前提にされておるのであります。これは私どもも十分だとは思ひませんけれども、これはやはりその国の財政の範囲において言えることで、賃金についても同様なことが言えるので、では現在の賃金が十分な文化費まで含めておるかといふと、まだ日本の復興の状況では、戦前のパーセントにも達してい

ないと同じように、生活保護法の分について、私は不十分だと思ふ。しかし、それは今後の日本の財政の復旧に従つて、だん／＼と向上して行くといふことより以外にないことであつて、生活保護法自体の建前から言ひますと、先ほどから何度も申しますように、区別をするということ、表向きには困難ではないかと私は存じます。

○大石委員長 高橋等君。○高橋(等)委員 各委員から大体先日来御質問がありまして、法案の性格なりその他、いろいろな点で明らかにせられたのであります。私少し問題が具体的に小さくなるかと思ふのであります。なほこの遺族補償をやります際に、あわせて考えねばならないいろいろな問題につきまして、政府のおとりになつておられます措置その他について御質問をしたいと思ひます。

まずその前に、青柳委員から遺族一時金の性格につきまして、非常に繰返し御質問を事務局並びに大臣にいたして、御答弁をいただいております。ありますが、その御答弁はこういうふうな承つておいてよろしいかと思ひます。もう一度承つておきたいと思ひます。それは、この一時金の性格は弔慰の意味を含めたものであること、及びこれが将来遺族補償を恩給の方法によつて取扱ひする場合には、この一時金が出たお金のことが理由になつて、将来の恩給に影響を及ぼすようなことはないのだ。すなわち、たとえば六十才未満の父母に恩給を出すというふうな場合に——これは恩給を出すようになるかならないかは、恩給その他の審議会できまることではあります、少くともここで、遺族一時金を出しておるから、

これは恩給に繰入れないのだ、そういう理由にこの一時金になりますと、実は非常な困る。従来の一時金という思想の、打切りを意味したものでございいますから、特にこの性格の点、右の二点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 ごもつともな御質問でございます、この一時金は、実は沿革的に申しますと、初めの趣旨と違つたものでございまして、多少そういう誤解があつたかと思ひますが、今度の一時金は、御承知のように、遺族の範囲は限定はされておりますけれども、その遺族に対して、一柱ごとに五万円出るといふことから、たとえば未亡人に例をとつてみますと、未亡人の人たちが残つておられれば、その未亡人に、この公債の五万円が行くわけでありまして、そうしますと、この未亡人は、年金として年にやはり一万円いただけるわけでありまして、この一時金で、年金的なものその他が打切りになるという趣旨でないことは、まあそれでもおわかりになると思ひます。従つて、将来の恩給の点でございまして、私は影響はないと思ひますけれども、それは審議會の方でどういふふうに取り上げるかわかりませんけれども、ここにこの法律で考へておりますのは、この一時金で、ほかを打切るといふ趣旨でないことは、御了承いただきたい。それから弔慰金かどうかという点でございまして、これも実は、もと／＼遺族に対しての援護といふところから出たことで、一時金が、まあ年金以外に出ておるわけでありまして、しかし、その意味は、多分に弔慰的な意味である

ことはもちろんであります、これが弔慰だけであるといふことの建前にはなつていないで、援護の建前に出ておるために、範囲が限られておるといふことも御了承いただきたいと思ひます。

○高橋(等)委員 そういたしますと、私は私見を一応申述べさせていただきますが、この遺族一時金といふものは、将来の恩給関係には影響は、まずない、将来恩給関係として考慮を要しますものは、その取扱ひ上、一応の権衡を今年も考へておかなければならぬと思はれるのは、年金の分野であるといふことは考へます。そうすると、これが弔慰の意味もある程度含んでおるといたしますと、遺族一時金の受取人と、年金の受取人といふものの、結局範囲といふものは、あるいは年齢その他の制限といふものは、おのずからこれは二つのものを考へて考へた方がいいのではないかと。たとえていへば、遺族一時金について、子供あたりに年齢制限をしておりますが、これはいろいろの点もあるでしょう。また兄弟姉妹にこれを考へないといふような点もありません。これも予算その他の関係もあるでしょうが、そうした一般の恩給法的な考へ方をこの一時金には織り込んで、むしろ重点を一柱に幾ら、弔慰の意味をこめた援護で出すのだ、こういうような考へ方にする方が、私には問題がはつきりして来るし、またそういうように将来の恩給的なことを考へたりなどして、遺族一時金の性格を、非常に範囲あるいは年齢の制限といふような点で、狭苦しく法律で規定するといふようなことは、性格に合わないのじやないかといふように考へて

おります。これは一応私見を申しまして、なお政府の方でも考へをお願いしておきたいと思ひます。

それから次に、法律ができ上りまして、結局問題は公債なり年金なりが、いつ支給せられるかといふことが、私は一番大切な問題だと思ひますが、これは印刷その他を急がせて、できるだけ早くこれをやる。また年金の支給につきましても、公債と同時にいふことを考へておられますか。どうか。私は、年金は公債よりも先にし得るのではないかと考へておるのですが、大体その支給の時期——これは非常にむづかしい質問と思ひますが、支給の時期についてのお見通しの概略をお漏らし願へばけっこうだと思ひます。

金であります、一ぺんにというよりも、分割でも思ひましたけれども、金額もあまり多額でありませぬし、皆さんの御希望も一ぺんの方がいいのじやないかといふようなことで、そうするにしたいと思つております。それだけ手数を省けますし、早くなると。一体それではいつごろかといふことにつきましても、ちよつと今こころで、はつきり申し上げられませんが、政府の方針としては、一箇月でもあるいは一週間でも、急げるだけ早くといふつもりでございまして、ちよつと今のところ日にちを申し上げかねますが、御趣旨に沿つて、できるだけ早くやつて行くといふことを申し上げま

○高橋(等)委員 この早期支給の問題につきましても、われ／＼も重大な関心を持つて、当委員会としまして、常に留意を払つて行きたいと思ひております。できるだけ早くお支払いを願ひたい。それから、先ほど伺ひましたように、年金は、公債と分離しました、公債よりも先に払うことが可能だろふと思ひますが、その点は事務当局でもいいですが、どうでしょう。○田邊(繁)政府委員 事務のお話になります、本人から申請をとりまして、そうして裁定があるわけでありまして、裁定につきましても、厚生大臣が一時金及び年金について裁定するわけでありまして、その裁定に基づきまして、遺族が郵便局に行きまして、あるいは日本銀行の代理店におきまして、公債の現物をもちこたなるわけでありまして、従ひまして、裁定のあつたときに日本銀行等がすでに公債の準備ができておりましたら、すぐ交付でき

と思ひますが、その準備が相当かかるといふことであれば遅れる、こういうことになります。従ひまして、年金と一時金の裁定は、同じ遺族であれば、同時にするようにいたしたい、一時金が同時に書類が出て来るということになりますれば、同時に年金も出すといふことになりま

○高橋(等)委員 いや、公債よりも、要するに公債と切り離して、先に年金は支払い得るのではないかといふことを聞いています。○田邊(繁)政府委員 年金の支払いの時期につきましても、だら／＼支払うといふことでなしに、やはり一定の期間をきめて、その期間内に払うといふのが、従来の慣例でございまして、これはなお郵政当局の事務の関係にもなりますので、郵政当局とよく相談いたしまして、できるだけ御希望に沿うように、早く払い得るようになしたいと思ひます。

○吉武國務大臣 ごもつともな御質問でございます、この一時金は、実は沿革的に申しますと、初めの趣旨と違つたものでございまして、多少そういう誤解があつたかと思ひますが、今度の一時金は、御承知のように、遺族の範囲は限定はされておりますけれども、その遺族に対して、一柱ごとに五万円出るといふことから、たとえば未亡人に例をとつてみますと、未亡人の人たちが残つておられれば、その未亡人に、この公債の五万円が行くわけでありまして、そうしますと、この未亡人は、年金として年にやはり一万円いただけるわけでありまして、この一時金で、年金的なものその他が打切りになるという趣旨でないことは、まあそれでもおわかりになると思ひます。従つて、将来の恩給の点でございまして、私は影響はないと思ひますけれども、それは審議會の方でどういふふうに取り上げるかわかりませんけれども、ここにこの法律で考へておりますのは、この一時金で、ほかを打切るといふ趣旨でないことは、御了承いただきたい。それから弔慰金かどうかという点でございまして、これも実は、もと／＼遺族に対しての援護といふところから出たことで、一時金が、まあ年金以外に出ておるわけでありまして、しかし、その意味は、多分に弔慰的な意味である

ことはもちろんであります、これが弔慰だけであるといふことの建前にはなつていないで、援護の建前に出ておるために、範囲が限られておるといふことも御了承いただきたいと思ひます。

それから次に、法律ができ上りまして、結局問題は公債なり年金なりが、いつ支給せられるかといふことが、私は一番大切な問題だと思ひますが、これは印刷その他を急がせて、できるだけ早くこれをやる。また年金の支給につきましても、公債と同時にいふことを考へておられますか。どうか。私は、年金は公債よりも先にし得るのではないかと考へておるのですが、大体その支給の時期——これは非常にむづかしい質問と思ひますが、支給の時期についてのお見通しの概略をお漏らし願へばけっこうだと思ひます。

金であります、一ぺんにというよりも、分割でも思ひましたけれども、金額もあまり多額でありませぬし、皆さんの御希望も一ぺんの方がいいのじやないかといふようなことで、そうするにしたいと思つております。それだけ手数を省けますし、早くなると。一体それではいつごろかといふことにつきましても、ちよつと今こころで、はつきり申し上げられませんが、政府の方針としては、一箇月でもあるいは一週間でも、急げるだけ早くといふつもりでございまして、ちよつと今のところ日にちを申し上げかねますが、御趣旨に沿つて、できるだけ早くやつて行くといふことを申し上げま

○高橋(等)委員 この早期支給の問題につきましても、われ／＼も重大な関心を持つて、当委員会としまして、常に留意を払つて行きたいと思ひております。できるだけ早くお支払いを願ひたい。それから、先ほど伺ひましたように、年金は、公債と分離しました、公債よりも先に払うことが可能だろふと思ひますが、その点は事務当局でもいいですが、どうでしょう。○田邊(繁)政府委員 事務のお話になります、本人から申請をとりまして、そうして裁定があるわけでありまして、裁定につきましても、厚生大臣が一時金及び年金について裁定するわけでありまして、その裁定に基づきまして、遺族が郵便局に行きまして、あるいは日本銀行の代理店におきまして、公債の現物をもちこたなるわけでありまして、従ひまして、裁定のあつたときに日本銀行等がすでに公債の準備ができておりましたら、すぐ交付でき

○吉武國務大臣 私も七年間慰靈祭というものが行われなかつたので、独立後は、できるだけ早い機会に全国的にこれをやりたいと思つております。従いまして、予算もおそらく今年中に通過するでありましょうから、予算が通過すれば、この方は、支出はそう困難ではございません。従いまして、一応の建前は、各町村一万円程度のことでございますが、そのわけ方につきましても、なお考究の余地があると思ひます。それから府県でも、おそらく合同慰靈祭が行われるというように私も期待をしておるわけでありますが、そうしますと、市町村だけということではなしに、府県にも若干の補助をした方がいいのではないかと、こう考へております。それから全国的にわたる中央での合同慰靈祭でございますが、これも政府が直接やるということはいかつかという点がございまして、方法は幾らもございまして、これもひとつで、できるだけ皆さん方と相談をいたしまして、中央でもやりたい、かように存じておりますが、その時期は、四月の半ばにはおそらく独立するでありまして、それから、独立後の早い機会に実はやりたいというつもりでございまして、この点につきましても、また追つて御相談をいたしたいと思ひます。

○高橋等委員 ありがとうございます。ぜひひとつ急いでいただきたいと思ひます。それから先般予算委員会におきまして、二月の五日でありましたか、私遺骨の引取りの問題について大臣にお伺いをいたし、お願いをしております。また硫黄島から調査団が帰りました、非常に苦勞をして調査をされました、様子がよくわかつて安心を

いたしたのでありますが、これが引取りは非常に大切なことであります。できるだけ急いでこれを引取りたい。また引取つた後におきまして、どういう措置でこれを丁寧に葬るかというようになことに付いて、政府でも準備を進められておると思ひますが、先般木村局長に伺いましたところでは、まだそれほどでもないように実は感じて、局長にも急いでこれが方針を立て、準備をしてもらいたいということをお願いしております。その後いかがでございましょうか、政府のその後の準備の進捗状況その他をお伺いしたい。

○吉武國務大臣 硫黄島につきましては、先般職員を派遣いたしました実情調査をいたしまして、一応遺骨なり遺品を持ち帰りまして、わかつておるものにつきましては、それ／＼遺族にお渡しをしておるのでありますが、なお引続きまして、沖繩にも近く派遣をいたす予定にいたしております。沖繩の方では、大体私どもの方の情報では、沖繩の住民間で大体それ／＼埋葬なり何かをしておられるようございまして、しかし、そのほか南方の島々にもございまして、漸次職員を派遣いたしまして、遺骨の引取りということもやつて行きたいと思つております。そうしてこれをどうおまつりするかという問題につきましても、実は民間にも、全国的に方々でいろいろ計画がございまして、それはけっこうだと思ひますが、あまりいろいろ／＼な組織が出て参りましたかどうかと思ひまして、できればこの民間で統一をして、一つの団体等においてこれを一まとめにして、慰靈塔と申しまするか、そういうふうなものでも建設をするというふう

な計画に進めたい、かように存じております。

○高橋等委員 次に、最近遺族補償の問題が、新聞その他ラジオの放送等いろいろ／＼と伝えられております。地方におきましては、各町村におきましても、あるいはまた役場におきましても、あるいはまた世話課あたりでも、あるいはまた世話課に答えておつたものでは、世話課は、これに答えておつたのでは、ほとんど仕事ができないうくらいに殺到いたしております。これはどうして先般大臣も賛成をせられております専門の世話係といひますか、何か相談をして、今度の年金、一時金だけの問題でなしに、一般的に遺族の世話をするというようなものまで含めまして組織制度を考えないといけないのではないかと、しかも、それが非常に急であるような実情にありまして、それで、これは大臣も通牒その他でしかるべく善処するという御答弁をいただいたのであります。これは非常に急いでもらなければならぬ。もうおそろしく起案もできておると思ひますが、これは急いでもらわなければならぬのじやないか。それとこの際に、これは公式には言えないことでは、遺族厚生連盟の役員、ことに町村の会長あたりは、長年にわたつて遺族の世話をして参つて、こまかいところに手が届くほどよくものがわかつております。こういう制度をおつくりになります場合には通牒その他でこの遺族会長を十分に利用して、これとこの制度との関連ということをお考えになつた方がよいと私は考へます。それらの進展状況及びお考えを承つておきたい。

○吉武國務大臣 お話のように、遺族

の援護をいたすにつきましても、数が非常に多うございまして、従いまして、この事務は私は相当複雑な、しかも遺族にいたしましても、御承知のようにいろいろ／＼な方々もおりますし、籍その他の関係もございまして、なか／＼めんどろだと思ひます。従いまして、これは私は、府県はもちろんのことであります。市町村にとりても、やはり遺族の援護についての相談の係というものを置いていたかなければ、とてもこれは、少くとも最初は混乱をしないか、かように存じます。その際にも、ただ役場の職員だけでは、どうも手が届きませんので、御指摘になりましたような、各地の遺族連盟といひますか、その方で、平素遺族の方の世話をされた方の御協力を願わなければ、とうていできない、かように存じております。ただ、実は予算的措置がございせんので、すぐというわけには参りませんけれども、しかし、府県にしまして、市町村にしまして、遺族問題につきましても、非常に關心深くやつておられますので、予算はあとからでも何とか話がつかうのではないかと、従つて、そういう機構を早く整備するということにつきましても、極力急がせております。

○高橋等委員 最後に、もう一点希望を兼ねてお伺いをいたしておきたいのであります。それは、この委員会でもたび／＼問題になつております傷痍軍人及び遺族の就職あつせんの問題であります。これは別にこの法律が通らなければできないという問題ではないのであります。この前も、二月五日の委員会でも申し上げたのであります。が、今からでもすぐできる問題なので

あります。安定所あたりでは、遺族の場合を考えて見ますと、どうも親のい子供は雇われないといううなことがありまして、非常に優秀な子供であるにかかわらず、就業の機会を失するといふうな者もたくさんある。しかも安定所でも、そういう者について、どうしても工場主が雇いたがらぬからというところだけで、これを断つておるといふ例が多々あり、私のところにも、そういう実情の陳情が参つております。これはどうしてもひとつ急いで通牒を出していただくかなければならぬ。まだ私は出ておらぬだらうと思ひますが、これは法律とは関係がないのですから、すぐ出していただくたい。そうして、ちやうど労働大臣を兼ねておられますので、非常にご点は都合がよいと考へます。出していただくまいとにも、安定所がこれに對してどういう扱いをしたかということも、月報でもつて報告をいただきたい。すなわち、就業のあつせんについて、傷痍者を一人何人の月は世話したか、遺族が何人就業したかといふところまでを、ひとつ押えていただきたい。そうしませんが、末端は案外趣旨が通りません。ぜひともこの点を急いでやつていただきますと、常に状況を監視していただくまいと——これがうまく行かなければ、法律によつてこれを強制するほかに私は方法がないと考へる。しかし、法律の強制よりも、運用で行く方が、非常に私は日本の国情に合うといふことから賛成であります。末端に趣旨を徹底させますように、取扱ひ方の御注意をお願いいたします。これで私は大臣に對する質問を打ち切ります、あとは文部當局にお伺い

することにいたします。

○吉武國務大臣 今の最後の御指摘の点は、ごもつともございまして、法律と直接関係はございません。ただ、今までも実は安定所等に指示いたしてやらせておりますけれども、相当の成績はあげておるが、まあはかばかしく行かない。そこでこの法律が出ました機会に、実は私としては、もつと大きく、国民運動というのでも大げさでありますけれども、もつと大きくねじを巻きたい。従つて、それには、法律施行と同時に、民間人も入れまして、各地域ごとに協議会をつくりまして、財界その他事業と関係された方にも協議会の委員になつていただいて、相談に乗つていただくという仕組みを考えておつたものですから、遅れましたが、法律が遅れるようございまして、何もお話のごとく法律と同時になくともいい性質のものでございまして、至急に考慮いたしたいと考へます。

○大石委員長 菊田さん、厚生大臣に對する質問がまだ残つておられますね。それでは、なお寺島隆太郎君と松谷天光君が発言の通告をされておりますけれども、まだお見えになつておりませんから、これから菊田君に大臣に對する質疑を許可いたしますが、もし松谷さんあるいは寺島さんが見えられまして、一時質疑をあとまわしにされて、その方に先にしていただきたいと思ひますから、御了承いただきま

す。菊田アサノ君。

○菊田委員 早速、ただいま高橋委員からお話になつておりました傷痍軍人の就職の問題につきまして、私の方からも、なお一点お尋ねいたしたい。大臣はこれを日本国民の道義に訴える問題として解決したいというふうに、今終始一貫お考えになつておるようですが、もちろん私はこれは必要だと思ひます。しかし現在の日本の国情では、傷痍者に対して、いかに職業輔導いたしまして、そのために、たとえば、ソ連なんかのやつていふように、手を使えない者には足で使えるように、機械から根本的にかえて、一人前に働けるような形にして、各營業所の方にお願いするといふことができない以上は、どうしましても、一般人との間には差等があるので、これに對しましては、私はやはり国として相当給料その他につきましても補助がなければ道義だけでは問題は解決できないと思ひます。大臣はどういうふうなお考えでございましょうか。

○吉武國務大臣 お話のように、傷痍者につきましても、そういう特別な施設なくしてつかれる職業もございまして、特別の施設を要するものもございまして、従ひまして、表向きにいへば、それを雇用してもらうと同時に、その施設に對して國家から補助するといふ行き方がいゝかも知れませんが、さしあまたつては、今年の予算をいたしまして、その個々の工場にそういうことをしないで、國で授産所といふことか、職業輔導所をつくりまして、そこでそれに適合したような職を授けて行くといふ行き方をとつておるわけでありま

す。私は、先日もあるところに行つて、實際やつておられるのを見てみますと、相當の成績をあげておられます。それから箱根の療養所あたりをやつておられますのは、足だけがぐあひが悪いので、手はちつとも關係がな

いものですから、竹についての工作をやつておられますが、これは非常によくできて、むしろからだの完全な方よりも、優秀な技能を持つておられるものもあるのではありません。それから、足のぐあひの悪い方で、写字筆耕の技能の養成をやつていられるところに行つて見ますと、これも非常に優秀な方もおられるのであります。そういうふうな、私は各工場に特別の施設をつくつて、そこに雇用されるという行き方よりも、それ／＼の人に適合した職能を腕に覚えさせて行くといふことの方が、本人も長い目から見れば力強いのではないか。ただ雇用してくれ、雇用する、そしてそれに國が補助するという行き方よりも、腕に力を持つという行き方の方に進んで行くべきじやないだらうかと考へておるわけでありま

す。○菊田委員 私は、そういうことが全然できないといふことは考へないのです。たとえば、諸外国でやつておりますように、美術師等の絵の看視人であるとか、なんとかといふふうなものは、全部そういう傷痍者がやつておるといふふうな例も聞きますし、そういうことならば、今日ただいまでもできる話である。しかし、これには政府がある程度強制的にそういう施設に對してこれを割當てるというふうな方法がなければ、一般の慣習といひましては、そういう不具でいられる方をとるということに對しましては、まだ十分な理解がないと思ひます。そういう点もやはり御考慮ありたいと思ひます。けれども、私が申しましたのは、そうでなくして、やはりこの手に職を覚えさせるにいたしまして、覚えた人が、完全な一般の人たちと比べまして、どう

しても職業の熟練、能力、能率等にいて欠ける点が出て来る職業があると思ひます。そういう点には國といたしまして、賞金等に對するある程度の補償をするという措置が相またなくては、とうてい十何万といふような大勢の傷痍軍人が、それ／＼自分の能力を生かして行きたいといふこの氣持をとり上げることはできない。そういう意味では、國としても、これに對して傷痍軍人を職業につけるといふ点では、そういう点の國の支出という点でもあ

せて考へられなければ、これはなかなか不可能ではないかと思ひます。それで、本年の予算に掲げられてないといふことは、私もよく知つていられるわけなんでありま

す。○吉武國務大臣 それは一つのお考へだと思ひます。私どもも、將來の問題として考へるつもりはございしますが、そういうふうなその工場に補助するのはいゝか、その能力に應じて、賞金が多少下つても、その傷痍者御本人の方に對する金を差上げる方がいいか、これはまあどちらがいいか、相當考へ方もあります。考慮の余地があるんじやないかと思つております。私は、そうだからといつて、必ずしも工場に補助するのはいゝかどうか、多少疑問に思つております。

○菊田委員 この点につきましては、厚生大臣が、單に國民の道義心に訴えて問題を解決なさるといふ意味ではなくて、やはり道義心があつても、今日の苦しい経営上では、経営者といひ

まして相當犠牲をいたしまして、傷痍者は就職できないのですから、この点に關しましては政府として當然の措置をとつていただきたいといふことを希望いたしておきます。これ以上は議論にわたりますから続けません。

次に、同じく傷痍軍人の点でお聞きしたいのですが、今回の措置は六項症以下が全然切られております。これはどういふ御考慮に出しておりますか、この点もお聞きしたいと思ひます。

○田邊(警)政府委員 ただいま六項症のお話がありました。六項症以上がこの法規の対象になつております。七項症以下は、障害の程度も比較的輕症であると思へられるものでありまして、従つて、生活の能力という点から申しますれば、あまり大きな障害にはならないのではないかと考へられますので、援護法という法律の建前では、一応除外したわけでありま

す。○菊田委員 こまかいことにわたりますけれども、七項症といふものは、親指と人さし指が動かない症状なんです。親指を言つておると思ひます。そういう点か、全然さしかえないといふ御判断は、どういふところから出て來ましたか、私もふしぎに思ひます。

○田邊(警)政府委員 親指と人さし指が損傷しておりますのは、この二指のないのは六項症でござい

○荻田委員 七項症は一体どういうのですか。

○田邊(警)政府委員 このうち親指だけが七項症でございます。人さし指ないし小指を失った者が七項症でございます。

○荻田委員 そういふ人たちは、生活に困らないのですか。生活上、保障しなくてもいいというお考えで、これを切られたというのですか。

○田邊(警)政府委員 生活に全然支障がないとは申しませんが、生活に対する支障が比較的少ないと見まして、この法律から除外したのであります。

○荻田委員 比較的という言葉になりますれば、つまり特項症のように目がかつたり、手足がなくて寝ていなければならぬという人に比べれば、比較的というように言えますけれども、しかし、少くともこれは援護法であつて、不具ですぐに就職等に困る人に対しては、やはりこれは補償するといふ建前が当然じゃないかと私は思うのです。そういう意味で、今度の傷病軍人の査定には、やはりそういう点で無理が多いと考えるのですが、当局としてはこれは完全な者——つまり親指ぐらゐなくとも、人さし指ぐらゐなくとも、生活するのに比較的さしきわらない。——これはうちで遊んでいたり、生活に余裕のある人たちの場合には、それでもよろしいかもしれせんけれども、これから働かなければならぬという立場になれば、私どもはたちまち生活にさしつかえるといふうに考えるわけですが、当局はそういう人たちでも、どん／＼就職できるというふうなお考えなんですか。

○田邊(警)政府委員 現在傷病軍人の

増加恩給は、六項症以上の者が対象になつております。七項症以下は、一時金ということになつております。また一般の厚生年金なりその他の社会保険におきましても、大体六項症以上が年金の対象でありまして、七項症以下は一時金ということでありまして、これが恩給の問題となりまして、また多少かつて来るかもしれないが、年金という建前で援護するということになりますと、一般の例をとりますと、六項症以上が年金の対象となるのが通例でありますし、また現在の増加恩給も、六項症以上が増加恩給の対象となつておりますので、その点を考慮いたしまして、六項症以上に年金を出すことにしたわけでありまして。

○荻田委員 私は全般的にこの問題が、ただいまの御答弁によつても、御趣旨とは非常に矛盾しておるようによつて、逐条審議の際に、もう少しきまか当局的御意見をただしたいと思ひますが、きよは全般的に、そういう点でやはり当局としてはこういう処置に御再考あるべきだといふ意見を具しておきます。

なお、同様な関係かと思ひますが、今度は戦傷者でありまして、内部疾患等で、その当時一時金あるいは障害手当をもらつておりました人たちは、今回は援護の措置が全然講じられていないと思ひます。これは一応未復員者給与法などにおきまして、特例患者として扱われておつたのであります。が、十二月に未復員者給与法が延期されましたときにも、こういう人たちは除外例になつておりました。しかし、これは当然入るべき人たちだといふので、この三月まではこれが踏襲されるということになるらしいのです。それは政府当局の考えでも、援護法ができれば、こういう人たちも当然更生医療の中に入るといふ考えでそういう処置をとられたといふふうに思ふのです。が、実際的にはこういう人たちは、さつき申しました内部疾患の場合には、全然入つていないのですが、それはどういふ理由でしようか。

○田邊(警)政府委員 御指摘になりました。いまゆるの特例患者——現在未復員者給与法で医療を受けている者につきましては、未復員者給与法の解釈によつてございまして、目下、今後も医療が継続して受けられるようにしたいと考へまして、財務当局及びこの法律の所管であります大蔵省の關係の方と折衝をいたしております。できるだけ継続できるようにしたい、こういうつもりでおりますし、またこれもこの法案の御審議に關係がありまして、その点は十分織り込んで御審議をいたしたいと思ひます。

○大石委員長 荻田さん、今厚生大臣は参議院の予算委員会へ出られました。が、松野政府委員がおられますので御質問を御継続願ひます。

○荻田委員 これはたゞいま田辺次長が言われましたように、未復員者給与法の建前が、援護法か、いずれかで何らかの措置がとられる、かような御答弁だつたわけですね。この点もう一べん念を押してお伺ひしておきたいと思ひます。

○田邊(警)政府委員 療養を受ける根拠は、未復員者給与法でございます。ただ障害年金なりの年金と未復員者給与法の医療とは、重複して支給しない

建前でございますので、その点調整が必要かと考えます。

○荻田委員 必要な調整というのは、こういう人たちも今まで通り引続き特例の患者として支給できるということなんですか、支給できるようにすることなんですか。

○田邊(警)政府委員 先ほど申し上げましたように、今後も引続き医療が支給できるようにしたいと考へまして、関係当局と折衝を續けております。

○荻田委員 これは政務次官にお聞きしたいと思ひますが、今度一時金として、現金でなくて公債を出すことになつたのですが、この公債の現金化のことでは、他の委員からも大臣にしばしば尋ねになつたので、多少重複する点があるかもしれませんが、またどういふお考であるかということをお伺ひしたいのですが、大臣の御答弁の中に、かつて一時に金を出すよりも、年金としてば／＼分割払いにした方が、受取る側においていいじゃないかといふようなお話があつたわけですが、ところが、そういう生活状態である人であれば、それでもいいわけですから、御承知のように大部分の遺族といふものは、もう長年のうちに、あるだけのものは売るとかなんとかし尽しまして、今ではとにかく少くとも何とかまとまつた金がある、飛びつきたいような状態にあるのが実情だろ／＼と思ふのです。大臣の御理想はどうあるとも、やはりこういうものが出ますからには、その現金化の方法を講じておかなければ、結局これは現在でも新聞等に問題になつておりますように、ブローカーとかいふような

中間搾取をする人たちのいいようにされてしまふことは、目の前に見えておることです。御理想は御理想でいいわけですが、そういう実情に對しまして、何とかこの公債がすぐに——そういうふうな非常に気の氣な方法でなく、正當にこれを担保にしても金を借りられるといふような、もつとはつきりした方法で現金になる道を講ぜられておくといいことが、やはり必要じゃないかといふふうに考へるので、その点についてどういふふうにお考へになりますか、お聞きしたい。

○松野(警)政府委員 御説の通りでして、全部が全部現金にしてくれということでもないかもしれませんが、中には急に現金にしたいという御希望もあると思ひますので、そういう方には、現金で國家で買上げるという方針をたゞいま研究しております。それから、ブローカーといふ問題もありませんが、他に転売され、あるいは不法に処理されないうちに、記名式でやるのであります。國家で買上げるということとは、現在研究しております。

○荻田委員 私、今までそういう答弁を聞き漏らしたのか存じなかつたのですが、國家でこれを買い上げるのかいことは、どういふ方法でやるのか、この点につきまして、ちよつと聞かせ願ひたい。

○松野(警)政府委員 買上げという言葉が、少し簡単過ぎたようですが、現金化について、政府で何らかさういふ方には対処する、こういうわけでございます。

○荻田委員 それで、いつ、どういふ方法で現金になるかということをも、もう少し具体的に、はつきりお示し願ひ

きましては、明年度予算において六千八百萬円の国庫補助金を計上いたしまして、これによりますと直接には七千五百人という奨学金対象者を計上いたしております。その内訳を申し上げます

と、これは推定でございますが高等学校校においては遺族子弟の約一五%、大学におきましては同じく五〇%、それから教員養成諸学校等におきましては八〇%くらいになるわけでありまして、これは一般の学生に対する奨学生の割合から申しますれば、高等学校が三%、大学が二〇%、教員養成諸学校が六〇%とありますのに比較いたしますれば、遺族子弟に對しましては相當考慮はいたしているわけでございますが、なお実際にさらに調査いたしまして、將來予算を作成いたしますような機会におきましては、この上とも十分考へて参りたい氣持を持つてゐるわけでございます。

○高橋(等)委員 問題が少し先走りされたようでありまして、私が伺つておりますのは、一般の育英資金と遺児の育英資金のわくとの關係について伺ひをしたい。

○稲田政府委員 從來こういう特別のわくを考へません場合におきましては、たとえば二十六年度におきましては、全体の奨学金を受けます者が八万九千六百八十人あります中に、父のないう者——と申しまして、全部がいわゆる戦争關係の遺家族ではないのでありますけれども、その点に對して、ちやうど詳細な調査がないので、一応父のないものという数字で計算いたしておりますが、それが二万三千四百四十五人、パーセンテージにおいて二六%という数字になつております。それに加へまして今回の七千五百人というわくを持つておりますから、兩々相まつてなるべく十分行きわたるよう配當を考慮したいと考へております。

○高橋(等)委員 先ほど御説明になり

ました六千八百万円の金を、受給者にかへてみると七千五百人、一五%、たとえば高等学校遺児の一五%、大学遺児の五〇%——このパーセンテージは、何と比較したパーセンテージですか。

○稲田政府委員 推定されます遺族子弟のうち、大学に進学しております總数に對する半分がもらえるという数字でございます。

○高橋(等)委員 それは大学に現実に上つてゐる人の五〇%ということですか、上りたいと思つてゐる人の五〇%ということですか、この点を伺ひたい。

○稲田政府委員 大学の奨学金は、入學者につきまして、学校の推薦を受けて配當のわけでございますから、入つたという人間でない、入つた人間を對象としております。

○高橋(等)委員 大体私は、七千五百人でこんなパーセンテージになるといふことは、實際驚いてゐるのです。これは文部當局に数字があるのですから、一応これをのみ込むといふ手続が、遺族さん方によくわかつておらない。いなかの方々にわかつておらぬということ、もう一つは、なかなかこの手続をやるのがむづかしいといふこと、そういうことで、実は上の学校へやりたくても、ようやらないという人が非常に多いに、われわれは陳情をたくさん受けてゐる。それで、一般の育英資金の方からも、二万三千幾らというものが父のない者です、この遺族總数は相當のものだと私は思ふのです。そうすると七千五百人で大学あたりが五〇%、こんな数字を

見ると、遺児の大学へ行つておる者は、全部育英資金で行つてゐるんじゃないかと思ふような数字になるわけですが、七千五百人に對する今までのパーセンテージは大丈夫ですか。

○稲田政府委員 これは將來だん／＼ふえて参ると思ひます。遺族の子弟の年齢別構成という、厚生省がいろいろお調べになつてゐる数字をちやうだしいしておつて、それからずつと進学の年次で、明年度あたり一体何人ぐらゐ大学へ入るだらう——上の方は、まだ非常な少いのでございます。われ／＼の推定から申しますと、これはサンプル調査でございます、今、さらに詳細な調査はいたしておりますけれども、大学においては、遺族子弟が大体二千名余りおるんじゃないかと推定してゐるわけですが、その約半分ぐらゐに行き得るという計算をいたしております。

○高橋(等)委員 どうも私は数字的にふに落ちないのです。もう一べんよくこれは検討してみてください。大体二十七年予算八万九千九百人の中で、父のない者が二万三千幾らある、そういう御説明でそれはよろしうございませうか。

○稲田政府委員 二十七年の育英会の奨学生の總数は十六万三千人あるわけです。

○高橋(等)委員 それは何ですか。

○稲田政府委員 これは總数です。高等学校、大学、教員養成諸学校、特研究生とか通信教育とかあらゆる者を全部入れますと、十六万三千名あるわけでありまして、この新しい六千八百万円の予算の對象としたてゐるのは、そのうち高等学校と大学と教員養成諸学校だ

けであります。その對象になつております奨学生の全数を引出しますと八万九千九百人という勘定になるわけでございます。そのうち父のない者がどのくらいあるかと計算いたしますと、二万三千四百四十五という数になるわけでありまして。

○高橋(等)委員 ちよつとこまかくなつて恐縮ですが、もう少しお願いしておきたいのです。この八万九千人というのは予算的にこれを考へてみまうと、二十七年二十三億でしたか。

○稲田政府委員 明年度は二十八億でございます。

○高橋(等)委員 その二十八億の對象が八万九千人、こう考へてよいのですか。

○稲田政府委員 たいへんごたく／＼して申訳ありません。育英会の方は一べんもいらいますと、それが二年、三年、四年というふうに継続いたします。それを全部集積いたしましたのがさつき申しました十六万三千という数字になるわけでありまして、そのうち新たに毎年とつて参りますもの——今度の口も新たにとつて参りますから、それと對比する意味において新規採用者を考へてみたわけでありまして、二十七年の二月末日現在の新規採用という数字を、この対象學校について比較對照できますわくだけについてひつぱり出してみますと、それが八万九千という数字になつたわけでありまして。

○高橋(等)委員 そうするとこの八万九千という数字は、ケースから見れば七千五百と同じ立場のものですね。そうしてこの八万九千の中で父のない者が二万三千人おるといふわけでありませうか。

○稲田政府委員 さようであります。

○高橋(等)委員 厚生當局に伺ひますが、全国の未亡人所帯の数の推定は大体幾らになつておりますか。

○木村(忠)政府委員 未亡人数の推定と申しますと、一般未亡人全体の数であります。

○高橋(等)委員 そうです。

○木村(忠)政府委員 私のところは、そういう数字を持つておらないのであります。

○高橋(等)政府委員 それではしかたがありませんが、育英資金の問題について今のような数字的ないろ／＼な説明を資料としてひとつ御提出をお願いいたします。それとともに、もう一度私の数学的な疑問については、よく検討を加えていただきたいと思ふ。それは一般の未亡人所帯と遺族との割合を大体考へてみますと、二万三千が未亡人所帯の子供です、それと今度の新規採用で七千五百が遺児だといわれる、これを割つてみますと、私は七千五百人という数字の率が、どうもふに落ちない。もちろん、これは遺児たちが進学する機会が非常に少いということを証明しておる悲しい事実であらうとも考へますけれども、もう少し数字的に御検討をお願いしたい。

そこで次にお伺ひをいたしておきたいのですが、一般の奨学金におきましても、遺児に對してはもちろん奨學資金を出される、これはそう考へてよろしうございませうか。

○稲田政府委員 その通りであります。が、一般の奨学金という性質、育英会の性質から申しますと、優秀生という一つの要素が非常に強いのです。それからもう一つの要素は、経済的に援

助する必要がある。従つて従来は一般に扱つておりますから、必ずしも遺家族であるから成績が相当悪くてもというふうな扱いはいたしておらないのです。

○高橋(等)委員 どうも答弁が先走つて何ですが、遺児の方へおまわしになつておると考えていいような御答弁だと思ふ。そこで一般の育英資金はおまわしになつておりますね。

○稲田政府委員 結果において、遺児が受けておる数字は相当あると、こう申し上げておきます。

○高橋(等)委員 そこで私はどうしてそういうことを言いますかというのと、わくをつくつて、そのわくだけでやられたのでは、六千八百万円では、かえつてありがた迷惑です。そこで文部当局にもう一点伺つておきます。そうすると六千八百万円を遺児に適用するといふ分には、特に成績といふことを考へないのですか、どうなんですか。

○稲田政府委員 これが推定数の全数でありますれば、成績を考へないで済むわけですから、全数まで行つておりませんから、自然やはり成績といふことも考慮のうちに入れざるを得ないものであります。

○高橋(等)委員 そこで一般の英霊が生きておりましたも、体が弱かつたり、あるいは成績が悪いのを、上の学校に入れたとは考へられないのですから、そのお考えは正しいと思ひます。

しかし、遺児の場合は、非常な優秀性を持つておつても、母親がほかの仕事に追われて子供のめんどうが見れないとか、いろいろの理由で、昔はよくできたのが、遺児になつてから成績が悪くなつた。しかし、これはなお普通の

環境に置けば、十分伸び得るものだとしよう。ところが考へられると思うのです。そうした考慮は、特にこれは憲法上厳格にいへば、むずかしいかと思ふのですが、行政の面においては、そういう考慮を払つてもさしつかえないんじゃないかと思ふのです。これらの点を——成績のいい子は一般の子でどんどんやつて、なおある程度の考慮は加へる。そしてそれより落ちる者は遺児の方で救ひ上げていただくというふうなことを、行政的にはお考へ願ひねばならぬと私は考へる。それとともに、文部省の方で何か遺児の育英についで、特別の委員会とか何か組織的なものを考へられて、特にこの問題について推進をするというふうな御計画が

あります。また今この問題について、特に遺児の育英についての御研究をなさるとか、あるいは地方に通牒を出すというふうなことをやつておられれば承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 前段につきまして、育英会に対しまして、実施上十分そういう点を考慮してもらつてもいいでございませう。それから後段につきまして、目下育英会におきまして、非常に確実な状態に基いての数字を調査中でございます。それについては、文部省の調査局も協力いたしまして目下極力実施中でございます。

○高橋(等)委員 それでは先ほどお願いしたいところ、な数字の問題、あるいは育英全般の問題について、当委員会は非常な関心を持つておりますので、ぜひ書面をもつて、数字だけでなしに、なるべく詳しいものを御報告をお願いいたしますと思ひます。委員長に御要望いたしておきます。

○岡(良)委員 繰返した質問になるかもしれませんが、もう一回伺つておきたいと思ひます。第一点は、授業料の問題なんです。大学は今年から授業料が六千円に値上りになりましたが、これは相当な負担になると思ひますが、かつて日露戦争のときなどは、公然として授業料は免除された。こういう取扱いは、今度の場合、授課法と同時に、取扱ひとして官立学校の授業料は遺児に關しては免除するといふようなことはなにかどうか。

○稲田政府委員 国立学校の授業料につきましては、約五割程度減免のわくを設けております。従ひまして、いろいろ父兄の経済状況等を調査いたしまして、必要のある向きにつきましては、その限度において減免し得ることになつております。

○岡(良)委員 それは別にこの法律案が出ようが出まいが、従前ともさういう取扱ひをしておられたといふことは承知しておりますのであります。そうでなく、せつかくこの法律案が出ておる以上、天下晴れて遺族について広汎な援護をしようといふ建前になつておるのではありませんから、この際遺児たる身分にある者は、とにかく大学の授業料は免除する。特に大幅に値上げになつて、相当な負担になつておるもので、はつきりと免除するといふことを明文化するといふような取扱ひは、できないものでしょうか。

○稲田政府委員 これは十分研究すべき問題とは考へておりますが、すでに御審議になりまして予算におきましては、先ほど申し上げましたような趣旨において予算を構成いたしておりますので、ただちにとりはからうことは、

困難じやないかと思ひます。

○岡(良)委員 これは従前もあつた例でもありませんし、予算と申しまして、もう大幅に動かすものでもないと思ひますので、何とか便法を講じていただきたらと思ふのであります。

もう一つは、育英資金の給付を受けるための手続であります。普通一般に育英資金を受けるというのことに、育英資金を受けるといふことになりますれば、育英会なら育英会の都道府県支部なら支部へ申し出る。そうして当該学校長もまたその子供の成績等について具申をする。そこで一つのわくがあつて、このわくの中でそれらの諸条件が備わつておる。たとえば家庭の条件が育英資金を受けるに値するといふような条件、あるいはその児童、学生の学校の成績等が、育英資金を受けるに適當な条件を満たしておる。さういふ条件があつたときに、育英資金が贈られる、さういふ手続になつておるのではありませんか。

○稲田政府委員 お話の通りでございます。まして、大学、短期大学におきましては、その大学当局において順位をつけて育英会の方へ持つて参ります。高等学校においては、都道府県教育委員会において、その管下の各高等学校の申請をまとめまして、同じく順位をつけて育英会の方へ申請せられるわけでございます。

○岡(良)委員 そうしますと、今度新たに予算で六千八百万円ですか、特別な育英資金等が設けられた、あの予算要求額の説明書には、特に遺児等の育英資金ということが明記されておりますが、これは具体的にどういふ手続を経て、特に遺児たるがゆゑに、育英資金は他の学生より優先的に

な取扱ひをなさるかという点を伺いた

い。

○稲田政府委員 これは日本育英会から大学当局及び都道府県教育委員会当局へ、本年度から新たにこのいふ予算構成になつておるといふことを、この予算が成立いたしましたれば、あたりに知れたことと思つておられます。やはりその学生、生徒からの申請手続は、一般の順序をふまえてそれらの教育委員会あるいは大学を通して育英会へ出て参ることだと思ひます。

○岡(良)委員 特に遺児なるがゆゑに優先的な取扱ひを受けるということがあるならば、どういふ点で具体的に優先的に取扱ひされるか伺ひたい。

○稲田政府委員 遺児なることを明らかにいたしまして、都道府県教育委員会から大学へ出て参りますれば、それによりまして、育英会では予算の限度において優先的にその遺児の方に出して行く、さういふ順序になつておられます。

○岡(良)委員 そうすると、たとえば当該学校長が序列をつけた、かりにここに申請者が二十人おつて、一から二十まで序列をつけたことをいたしまして、場合に、遺児は特にその序列以外に、どういふ具体的な優先的な取扱ひを受けるわけですか。

○稲田政府委員 おそらくは、遺児は遺児の間において序列をつけられることになつておると思ひます。

○岡(良)委員 とにかく遺児の教育といたうのは、遺族大会へ出かけても、非常に涙ぐましい訴えをしておること、わかれ／＼もいつも胸を打たれておるのであります。残された母親におきましても、唯一の生活の希望でもあり、従つて子供も、進学の能力を持つ子供

をして、できるだけ自由に進学させるという事は、遺族の援護の中でも、きわめて大きな意義を持つておるのであります。そこで、別わくを設け、遺児は遺児としての育英資金のわくを設けて、その中で順番をつけて出すという事を、はつきり具体的にしてみらわなければ——一般の育英資金の受給を申請する者と同列に扱われたのでは、せつかくの予算も死んでしまう。いま一つは、遺児で育英を希望する、これは厚生省の調査によると、大体高等学校、大学の在学者が一万四千というふうな数字が出ておるようです。もちろんこれも正確な数字ではありませんが、ほぼつかんでおると思うし、今後ますますこれはふえる可能性のある数字だと思ふ。ところが今度の予算では七千六百名だけの育英資金が特に遺児の分として見積られておつて、他の残りの分については見積られていない。われ／＼の考え方からいへば、育英資金は、できる子供に給付するというのが、一応常識的な原則ではあります。ところが、大学入学という関門をくぐつたという条件だけで、遺児が育英資金の給付を必要とする場合には、大体において支給してもいいのではないかと私は思うのですが、それはともかくといたしまして、七千六百の遺児に支給できるだけの育英資金はこの際認められておるが、七千人余りの者は育英資金の給付を受けられないというのは、どういふ数的な基礎から七千六百という数字をあなたの方では予算に要求されたか。

す。それに対して、現在一般の奨学金の方は、高等学校が三%、大学が二%、教員養成学校が六%でありますので、それに比しまして、高等学校は五倍の一五%、大学は倍以上の五%、教員養成学校は八%という数字を押えて一応本年の計算をいたしたわけでございます。さらに実際につきましてもつと詳細な資料が整いますれば、今後予算作成の場合には、十分考慮いたしたいと思つております。

○岡(良)委員 繰返し申し上げますが、遺児の育英というところが、遺家族援護の中で大きな意義を持つていて、それを、文部省でもお考えをいただいて、そうして授業料の免除、あるいは大きなわくをもつて、できるだけ育英資金を広くに希望する遺児に与えられるように、重ねて格段の御努力をお願いしたいと思ふ。それと同時に、ただいま私もが審議しておる法律案には、こうした遺児の育英という問題については、何らの条章が盛り込まれておらない。これはあなたの私的な、しかも腹藏のないところをお伺いしたいのですが、せつかく遺族の援護ということをついて法律案である以上、遺児の育英については、やはり特殊な何らかの措置を講ずるということは、当然法律の上に明文化さるべきものではないかと私もは考へておるわけですが、その点について、局長としての御意見を承りたいし、木村さんの御意見も承りたい。またそういうことについて何か御協議があつたのか、またなぜ法律に書かれなかつたのかという点について承りたい。

○稲田政府委員 厚生省当局とも十分御協議いたしたわけでございますが、文部省といたしましては、本年度のこの予算の性質から申しますれば、日本育英会法の運用をもつて十分やつて行けると考へたのであります。これは話をかえまして、かりに遺児だけに、たといその優秀性があろうとなかろうと、必ず奨学金を出すのだというふうな本質的な相違がありますれば、立法措置はいると思つたのでありますけれども、本年度の予算の程度におきましては、日本育英会法の適用をもつて足りると思つております。

○木村(忠)政府委員 現在の予算で措置いたしております程度のものでございましたならば、先ほど稲田局長から言われました通りに、特に法律上の措置を講ずることなくして、その運用がうまく行くであらうと考へられましたので、一応この法案の中に盛り込まつた次第であります。

○大石委員長 はかに御発言はございませんか。——御発言がなければ、本法案に対する総括的な質問は一応終了したものと認めてよろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大石委員長 御異議なしと認めまして、総括質問をこれにて終ります。なお明日、明後日は公聴会でございますが、それに御出席願う公述人につきましては、去る二十一日におはかりいたしました二、三追加の分につきましては委員長に御一任をお願いしたはずでございます。それで先般決定いたしました公述人のほかに、杉磯夫君、須永徳次郎君、原田好吉君、上田一郎君の四名をさらに追加したいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大石委員長 御異議なければそのようにとりきめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十六分散会